

政商資本の蓄積構造

——明治初年における三井の米穀取扱いを中心に——

岩崎宏之

はじめに

- 一 出納寮出張所と三井
- 1 出納寮出張所の開設
- 2 明治政府の米穀政策と出納寮出張所
- 二 三井組府県出張店における米穀取扱い
- 1 三陸地方における三井組
- 2 新治出張店の米穀取扱い
- 3 青森出張店の米穀取扱い
- 4 三井組国産方の米穀取扱い
- 三 明治九年における貢米荷為替取扱い
- 1 貢米荷為替取扱いの出願
- 2 貢米荷為替取扱いの実施過程

は じ め に

明治八年（一八七五）一月、大蔵卿大隈重信は、年頭にあたつての政策大綱をしめした「収入支出ノ源流ヲ清マシ理財会計ノ根本ヲ立ツルノ議」と題する長文の建議（『「政始建議」を太政大臣三条実美に宛てて提出した。』¹⁾）すでにその前年の一月には、維新以来新政府の為替方として国家財政に密着してきた小野組、島田組が破綻し、不平等条約下での貿易の不均衡からくる金銀の海外濫出とあいまって、深刻な経済危機を醸成していた。このような状況への対応を迫まられた大隈の建議は、たんなる抽象的な一般論ではなく、政策実施の具体的なプランを盛り込んだものであることを大きな特徴としている。

大隈はこの建議において、經濟危機を克服して国内産業を振興するには、その前提として関稅保護障壁を確立することが急務であることを訴えた。しかし、条約改正の早期実現は甚だ困難であることから、「麥通ノ策」、すなわち当面の対応策として五策一議を提唱、財政、金融、貿易、運輸など多面にわたる政策の構想を打ち出したのであった。そしてこれらの政策構想が具体化する過程で、三井や三菱など特定の資本にたいする保護が与えられ、同時にそれを政策実現のための機構の一部に編成しようとする政策¹いわゆる政商保護政策が定着したのであった。²

建議は、經濟危機克服の方策として、破綻した小野組、島田組とならんで「殆ント累卵ノ危キニ立チ、漸クニシテ全クヲ獲ルノ勢」にあった三井の保護安全を謀ることを「方今ノ急着」とする。³この「当時該主任ノ審案下手ニ掛レリ、行ク行ク將ニ其績ヲ奏スヘシ」という三井保護が、具体的に何を意味するのかは建議には明記されていないが、翌九年七月をもって発足する三井銀行・三井物産会社の創立にいたる過程で、その保護政策が結実していったものと見ることができよう。

本稿は、こうした明治政府の政商保護政策の対象となった三井の政商資本としての蓄積構造を、明治初年における米穀取扱い業務の検討を通じて明らかにしようとするものである。

(1) 「建白書 自明治七年至明治十年」(国立公文書館所蔵)、早稲田大学所蔵大隈文書A七(『大隈文書』第三卷所収)。

(2) 拙稿「政商保護政策の成立」(『三井文庫論叢』創刊号)。

(3)(4) 前掲『大隈文書』第三卷一〇九ページ。

一 出納寮出張所と三井

1 出納寮出張所の開設

明治八年一月の大蔵省「政始建議」が、三井保護とならぶ「国内ノ資本ヲ流動セシムル」策として述べている「官府

ニ於テ一種ノ方法ヲ拮据⁽¹⁾することの具体的なあらわれと考えられるものは、出納寮出張所の開設である。大蔵省は明治八年六月一七日付で、陸前仙台と豊前小倉との二か所に出納寮の出張所を新設することについて、つぎの伺を正院へ提出した。⁽²⁾

小倉并仙台江 出納寮出張所設立ノ議ニ付同

客歲當省第四拾三号ヲ以テ各府県預米金ノ法ヲ被設、府県常費概費ヲ始メ華士族家祿賞典米凡ソ定規アルモノハ成規ニ照シ支給致シ、大ニ冗務贅費ヲ省キ至便之良法ニ有之候処、去冬小野組閉店并島田組上納金差支候以來、各所為換ノ都合必至差支候付、此際地方租税上納金及ヒ臨時支給ヲ要スルモノ無現金通送ノ規則ニ照準シ地方官員ヲ以護送セシメ、或ハ陸運会社等ニ托シ郵送取計候儀ニ有之候得共、事実ニ於テ動モスレハ租税上納期限ニ相後レ、又ハ小數ノ金員モ不容易手數モ相掛リ冗費亦少カラス、随テ世間融通ノ道相塞リ、官民共不便相極リ候、付テハ追々各州へ五万円乃至七万円ノ小銀行ヲ設立致シ、一層上下至便ノ良法施行致度見込モ有之候得共、是以不容易一大事業ニテ、開化ノ地步、人民ノ從憑、商業ノ盛否ニ関シ、只管官序ニ於テ如何程苦慮焦心着手致シ候トモ成功無算東候得ハ、是亦即今難被行儀ニ有之候、依テ彼は省議相尽候処、到底各地方ニ於テ一般為替ノ法相立ザル内ハ受渡ノ運轉モ随テ行ハレス候付、先ツ大阪出張出納寮ニ模倣シ、目下西海・東山二道ニ於テ出納寮出張所ヲ被置、奥州ハ仙台ニ設ケ秋田、青森、酒田、宮城、磐前、福島、山形、置賜、岩手、若松、水沢ノ諸県ヲ付シ、九州ハ小倉ニ置テ山口、白川、福岡、長崎、大分、小倉、三瀨、佐賀、鹿児島、宮崎ヲ屬シ、右県々之租税ハ勿論、大蔵、陸・海軍、文部、工部、司法等ノ支序即チ税関、鎮台、学校、燈台、電信、裁判所等該地ニ有之、凡ソ官へ收入ノ金錢ハ一旦右出納寮出張所へ相納、各省寮ヨリ支給ノモノモ亦之ニ准シテ渡方取計、以テ出納ノ弁ニ供セハ、第一遠路送輸ノ冗費ヲ省クノミナラス、實際受渡ノ順序ニ於テモ速ニ相運、至極簡易ノ法ト存候、尤目今仙台・小倉ノ出納寮出張所ヨリ其具へ可相渡金額アルモ、其具下ニ於テ為換引受即時現金ヲ以テ弁納ノ金力有之モノハ最モ稀少ニ被考候、付テハ所謂片為換ナルモノニシテ渡方ノ順序簡易ニ相運ヒ難クニ付、今日巨額ノ金員受渡ヲ要スルトキハ県官ヲ以附屬セシメ、又小數ノ額ハ陸運会社及ヒ郵便等ヲ以テ是迄ノ通り送輸致候様相定置、出納寮出張所官員猶現地ニ就テ県官共精々協議ヲ尽シ、豪農富商等ヲ奨励シ、出張所ト各県下トノ間互ニ為換融通ノ道相開ケ漸次人民於テモ為換至便ノ理ヲ解シ危險ノ疑ヲ容レザルニ至ラハ、終ニ甲乙丙丁ノ県々ニ於テモ互ヒニ為換取組ノ方法相立可申歟、然ル時ハ世上金融ノ道相開、商業繁盛ノ基本モ相立、実地ノ經驗ニ依テ人民ノ從憑致團結、將來州立銀行設立ノ楷梯トモ相成、独リ官ノ出納ニ不限、天下一般ノ洪益不少、当今理財上緊切之儀ト

存候ニ付、先ツ西陲東隅ニヶ所へ出納寮出張所設置候儀御許可相成候様致度、尤右ニヶ所致設立、尚又便宜ヲ計リ此体裁ヲ以更ニ山陽道へ一ヶ所、北陸道へ一ヶ所設立致度心得ニ有之候、依テ出張所設立ノ方法、金錢受渡ノ順序、職制并処務順序、切符雛形等相添此段相伺候也

明治八年六月十七日

太政大臣三条実美殿

大藏卿大隈重信

仙台・小倉への出納寮出張所新設の目的は、租税上納や、各府県・各省庁間の現金出納・送送を円滑ならしめることにあるが、もとよりそれにとどまるものではない。大蔵省の意向としては「資本流動貨財増殖ノ根源階梯尤モ以テ国脈關係ノ在ル所」としての銀行の育成こそが当面する経済危機克服の有効な手段とは認めながらも、これら金融機関の促成は困難であり、したがってまず出納寮出張所による国庫金の出納・運用によって、金融の疏通を図ろうとしたものであった。大隈は「国家経済ノ要ハ務メテ全国ノ資本ヲシテ常ニ流動止マザラシムルニ在リ」として「資本流動」の政策を提唱したが、それは「我国資本ノ不足ヲ以テ我国通貨ノ欠乏ニ帰シ、我資本ヲ増加スルニハ到底通貨若クハ通貨ノ代用タルヘキモノヲ増加セサルヘカラス」とする通貨欠乏説にたつて、まず通貨の供給量を増大してその流通の円滑化を図ることであった。出納寮出張所は、小野組の全国的に展開した金融網が崩壊したことによる空白を埋め、尨大な国家資金散布の要となるとともに、こうした金融疏通の政策を通じて将来地方金融機関の設立を育成することが期待されたのであった。右の大蔵省伺に記されているように、仙台・小倉に続いてさらに山陽道と北陸道とにそれぞれ一か所ずつ設置することが計画されている。しかし、出納寮出張所の役割は、各地に多数の小銀行が簇生することによって地方的金融が疏通するまでの過渡的な存在として考えられており、いずれはこれら各地の金融機関が成長、整備されれば、これにかわるものとされていたのである。また、右の大蔵省伺に添えられた「出納寮出張所設立方法」によれば、出納寮出張所は本務の外に(一)公債証書渡方之事、(二)証券其他ノ印紙類并酒油其外免許鑑札渡方之事、(三)紙幣交換之事などを取

扱うことが考えられていた。しかも、のちに述べるように、常平局新設に先立つ明治九一〇年の時期には、米価調節のための米穀買収と海外輸出の取扱いが、この出納寮出張所の重要な業務となっていた。出納寮出張所は、小野組破産以後の金融壅塞を打開し、当面する経済危機を克服するための重要な拠点となったのである。

正院は、明治八年七月二〇日付で大蔵省の伺を許可、同年九月一九日大政官布達第一六六号をもって「出納寮出張所金銭受渡順序」がさだめられた。そして仙台出張所は同年十一月一日、小倉出張所は十二月一日より業務を開始した。なお小倉出張所は翌年九月太政官第九一号布達をもって長崎へ移転した。大蔵省は移転の理由をつぎのように述べている。⁷⁾

昨八年小倉表へ出納寮出張所ヲ設置候儀ハ専ラ九州諸県ノ出納金ヲ括リ候旨趣ニ付、乃チ九州ノ咽喉タル要地ヲト占シ且大阪・東京へ路程モ近ク、県庁及兵営モ有之取締モ宜ク、旁裁可ヲ得テ同所へ相定既ニ事務履行仕来候処、尚其後ノ模様所管ノ県々於テハ實際運融不便ノ聞モ有之、且過般小倉県モ被廢、旁此度出納事務為検査大丞郷純造出張ノ序、実地ノ景況視察為致候処、同所ハ最前見込ノ如ク枢要ノ地位ニシテ、取締ハ宣敷候へ共、総テ航海船ハ馬関ニ投錨、一海ヲ隔テ候為メ運輸ノ不都合ハ申迄モ無之、且九州諸県ノ納金ハ陸運為換納共同所ニシテハ大ニ不便ノ次第モ有之候ニ付、長崎ニ設置候方雙方ノ便宜ニ可有之旨致復命候、依之致再案候処、長崎ノ儀ハ開港場ニテ九州各地ノ物産搬出ノ場所ニモ有之候間、納金為換納ノ便利ヲ得候而已ナラス県庁及兵営モ有之、取締ニ於テ懸念無之ト存候条、小倉出張所ヲ長崎へ移シ、是迄所管中ノ山口県ヲ大阪出張所へ移属シ、長崎ハ完ク九州諸県所管ノ出張所ト相定申度

このように、仙台・小倉・長崎両地の出納寮出張所は、それぞれ東北・九州地方における国庫金出納の拠点となり、また各地域における金融の要として機能したのであった。

ところで大蔵省が正院へ提出した「出納寮出張所設立方法」⁽⁸⁾によれば、出張所の職制は奏任官一人、八等官一人、十等官一人、十一等官二人、十三・十四・十五等及等外吏四人からなっている。そして「東京・大坂・宮城・小倉ノ四ヶ

所へ有金平準融通ノ為メ無滯為替相運不申テハ不都合ニ付、右四ヶ所へ為替取組ノ為替方ハ三井組ニ可有之候間、同組へ小倉・宮城ノ両所へ為替方申付為取扱可申」と、この出納寮出張所の実務が、実際には三井組によって担当されることを述べている。すなわち大隈の「資本流動」政策を推進する出納寮出張所は、三井組の組織と接合することによって始めて可能となったことに注目すべきであろう。大蔵省は、明治八年九月一八日正院へ宛てて「仙台小倉出納出張所ト東京本寮ノ間ニ為換金取扱方三井組へ申付候儀上申」を提出、つぎのような「為換金取扱規則」を定めた。三井組は、同月二〇日付でこれにたいする請書を提出し、また部内にたいして「仙台小倉為換金取扱章程」を指令した。

為換金取扱規則

三井組

今般仙台小倉両所へ出納寮出張所設立ニ付テハ右出張所ト東京本寮ノ間回金ノ為換方ヲ命スルニ付、今其方法規則ヲ定ル左ノ如シ

第一條

三井組ハ為換取扱ノ為メ仙台小倉へ名代人及ヒ金銀紙幣ノ正否鑑定人等儲成者ヲ撰ミ該地ニ差置ヘシ、尤其者ノ姓名印鑑トモ本寮及ヒ出張所へ差出シ置ヘシ

但此役員ハ素ヨリ三井組ノ支配ニ任スト雖モ、人員増減又ハ交替スルキハ本寮及ヒ該出張所へ届出ヘシ

第二條

此為換ハ回金ノ時々東京ハ出納頭、出張所ハ其首長ヨリ命スヘシ、然ルキハ別冊為換金取扱順序ニ照準シテ取扱ヲ為スヘシ

第三條

此為換金ノ高ハ一ト口拾万円ヲ限リトスヘシ、故ニ此金高ニ超過ノキハ、其超過ノ高ハ出張所官員付添現金通送スヘシ、然リト雖三井組ノ都合ニヨリ悉皆或ハ其内幾分敷ヲ為換ニ引請ルモアルヘシ

第四條

此為換打歩ハ当分左ノ割合ヲ以テ為換ヲ要スル所ニ於テ払渡スヘシ

仙台ヨリ東京

金百円ニ付貳拾貳錢

東京ヨリ仙台

金百円ニ付六拾五錢

小倉ヨリ小倉

金百円ニ付四拾錢

東京ヨリ東京

金百円ニ付貳拾八錢

小倉ヨリ小倉

金百円ニ付貳拾八錢

第五條 為換トシテ現金下ケ渡シノ上ハ、如何様ナル事故アリテ損失ヲ生スルトモ、其金額及ヒ之レニ属スル費用ハ悉皆三井組ニテ弁償シ、決シテ大蔵省ノ損失ト為ス可カラス

第六條

此為換金ハ本寮又ハ出張所ノ都合ニヨリ為換ヲ為スモノニシテ平常厭為換スヘキモノニ非ス、故ニ此為換引請ノ為メ別ニ抵当物ヲ取置カス、万一此為換金本寮又ハ出張所ヘノ上納延滞スルキハ其責ハ勿論本店ニ帰シ、其次第取糺シ便宜ノ処分ヲ為シ、速ニ弁償セシムヘシ

第七條

為換金ハ金銀貨紙幣及洋銀等、下渡シノ各種ヲ以テ上納スヘシ

但納先キ有合ノ都合ニヨリ各種上納方差支ノ節ハ其時々伺出ノ上差図ヲ受ヘシ

第八條

三井組ヨリ鑑定人ヲ差出サセルニ付其給料トシテ一ヶ月五拾円ノ割ヲ以テ六月十二月兩度ニ本店ヘ授与スヘシ、尤鑑定人ハ出納寮官員同様毎日出張所ヘ相詰、出張所官員ノ差図ヲ受ケ納払ノ金銀貨紙幣ノ正否ヲ鑑定スヘシ

但此鑑定人ハ定員三員ヲ差出シ置ヘシ、尤事務ノ繁閑ニヨリ人員ヲ増員スルトキハ本文給料モ増減スヘシ

第九條

出納寮ニ於テハ鑑定人手数料及為換打歩現金通送入費ノ外名代人給料其他三井組ニ属スル諸雜費ハ一切授与為サルヘシ

第十條

鑑定人改済ノ金銀貨紙幣ノ内万一贖物或ハ不足金等アリ、追テ取調ノ節全ク鑑定人ノ疎略錯誤ニ出ル事明瞭ナルキハ其贖或ハ不足丈

ノ一倍ヲ合シテ三井組ヨリ償ハシムヘシ

但金銀貨紙幣トモ包方ヲ極メ置、改人包入包印ヲ為シ置ヘシ

右ノ条々大藏卿ノ命ヲ奉シ之ヲ定ムルニ付此書面ニ通ヲ作り為換金取扱順序ヲ添へ相渡シ候条、奥書請書ヲナシ、名代人等各其姓名ヲ自記シ、且之レニ調印シ、本紙ハ本寮ヘ差出シ、他ノ一通ハ三井組ニ納メ置可申、此段相違候事

明治八年 月 日

出納頭馬渡俊遠

この時期、出納寮出張所の開設と平行して、国庫金の出納方式にも若干の変更がもたらされた。すなわち明治八年一月出納寮中に納金局が置かれ、租税その他国庫への上納金は納金局が取扱うことになり、また九年二月「院省庁現金納払規則」(太政官達第一八号)の制定によって、各院省庁の経費定額金は出納寮が直接取扱うことになった。この九年二月には納金局が現金納払局と改称、諸上納金ばかりでなく官金出納の大部分を管掌するように改められた。この改正の意味するところは、「国家ノ経費、人民ノ膏血ニシテ上下ニ対シ面アタリ其出納ノ責ニ任スルモノハ独リ一國ノ大会計官長アルノミ」⁽¹²⁾との主張にみられるごとく国庫の統一をはかったものであり、これによって従来第一国立銀行に委嘱されていた国庫金出納業務の大半は、同行から出納寮に引きあげられた。しかしその実情は、右にみた出納寮出張所の場合のごとく、三井組がより深く国庫金出納事務にかかわることになったことに注目すべきであろう。これ以後第一国立銀行は次第に官金出納取扱の特権を失ない、三井組とその後身である三井銀行がこれにかわった。いわば初期国立銀行政策の破綻をふまえて、明治八年以降に展開する大隈財政においては、三井組¹¹三井銀行を中心に据えた新たな金融政策が打ち出されたのであり、出納寮出張所の設置もその一環として位置づけられたのであった。明治八年一月「政始建議」における三井保護の具体化をここに見ることができるのである。

(1)(3) 『大隈文書』第三卷一〇九ページ。

(2)(6)(8) 「小倉井仙台へ出納寮出張所設立伺」(明治八年七月「公文録大蔵省之部」二国立公文書館所蔵)。

- (4) 明治八年九月「天下ノ經濟ヲ謀リ國家ノ會計ヲ立ツルノ議」(『大隈文書』第三卷一二五ページ)。
- (5) 「明治貨政考要」(『明治前期財政經濟史料集成』第一三卷) 二五六ページ。
- (7) 「小倉出納寮出張所長崎へ移転ノ儀ニ付伺」(明治九年九月「公文録大蔵省之部二」)。
- (9) 「仙台・小倉出納寮出張所ト東京本寮ノ間ニ為換金取扱方三井組へ申付候儀上申」(明治八年一〇月「公文録大蔵省之部五」)。
- (10) 三井組「大蔵省伺願留」(三井文庫所蔵史料 本六四二一三)。
- (11) 三井文庫所蔵史料 追一三六五—三。
- (12) 前掲『大隈文書』第三卷一三七ページ。

2 明治政府の米穀政策と出納寮出張所

三井組は、東京、大阪、西京、横浜、神戸、松阪、愛知(名古屋)などの本支店のほか、府県為替方の業務を通じて各地に出張店を設置、これらを拠点として全国的に為替網を敷設していた。明治八年一二月、三井組が内務省第四局へ提出した為替取扱いの手続き書⁽¹⁾によれば、三井組の支店が設けられている府県は二府二〇県に達し、また支店のない県下への送金については一万円以上は最寄り本支店より現金通送し、一万円未満は内国通運便をもって差立てることを述べている。出納寮出張所設置の主たる目的が、諸上納金あるいは各官庁経費など国庫金の出納、通送の円滑化にあったことは、これまで見てきたとおりであるが、この実務が三井組に委嘱された理由は、何よりも三井組の全国的に展開した支店組織と強力な資金運用能力に求められる。

ところで、仙台・長崎に設けられた出納寮出張所の業務のひとつに、政府による米穀買収とその海外輸出があった。そしてまた、この業務に深くかかわったのが三井組Ⅱ三井銀行だったのである。まず明治一〇年一月四日大蔵卿大隈重信が正院へ提出した「政始奏議」⁽²⁾についてみよう。ここでは出納寮における米穀取扱いの重要性を強調して、つぎのように述べている。

粵ニ我カ徴租ノ制ヲ考ルニ、古來必ス民戸收穫ノ米穀ヲ以テ直ニ之ヲ徴ス、輒近幕府ノ制列藩ノ法ニ至ル、皆ナ然ラサルナシ、是時ニ当リ貨幣ノ利用未ダ拡カラス、上下富ヲ量ル殆ト米穀ヲ以テ主ト爲ス、故ニ穀粟常ニ流通シテ米価常ニ平準ス、今ヤ貢金ノ法行ルルニ及テ穀粟余リ有テ貨幣足ラス、上ミ收税ノ期アリテ下モ交通ノ便ヲ得ス、家ニ積粟アルモ遠ニ之レヲ賤売シ以テ貨幣ト交換セサル可ラス、固リ財本勞力ノ損益ヲ計較シテ其価ノ昂低ヲ争フニ遲アラサルナリ、徴租ノ際哀ヲ乞フ者職トシテ皆ナ是ニ由ル、夫レ近來頗ル年豊歲熟ニ会スルモ其狀情業已ニ在ルアリ、若シ之レヲシテ不幸凶歉ニ逢シメハ其底止スル所果シテ如何ソヤ、是ニ於テ已ニ出納寮ニ在テ試ニ蓄穀ノ法ヲ設ケ大凡米二十万石ヲ買収シ、東京大坂ニ貯積シ、時宜ヲ考定シテ之ヲ内地ニ糶売シ、或ハ外邦ニ輸出シ以テ外債ノ支消ニ充ツルト雖トモ其米僅カニ二十万石ニ過サルヲ以テ未タ其弊ヲ救フニ足ラス、今更ニ心ヲ此ニ用ヒ、官府ニ於テ多少民間ノ穀粟ヲ運輸交通セサレハ則チ米価昂低常ナラズシテ其平準ヲ得サル亦知ル可カラサルナリ、是以テ此際大蔵省ニ於テ從來試行ノ方法ニ準シ一層之レヲ拡張シ、準備運転金ノ内ヲ以テ毎歲米五十万石乃至百万石内外ヲ買収シ、東京大坂其他石巻仙台出納寮出張所之レヲ管ス準ヲ得ル庶幾カラシカ

このように、明治一〇年の大蔵卿の「政始奏議」は、米価調節を重点施策に掲げているが、その目的は地租金納制への移行と関連して米穀の商品化を円滑ならしめることにあり、あわせて米穀の海外輸出による外貨の獲得が期待されていた。地租の金納化をささえる諸条件の整備はこの時期の大蔵省にとっての重要な課題であり、ことに遠隔地や米穀の商品化がおくれた地域においては、金融、運輸手段などについて政府がみずから条件の整備につとめねばならなかった。仙台・長崎への出納寮出張所の設置にしても、そうした米穀商品化の推進策としての性格を持っていたことに注目したい。右の大蔵卿「政始奏議」は、米価平準政策の重要性を強調したあと、続いて「其操縦指画ノ事固リ一寮ノ能ク兼任スル所ニ非サルヲ以テ、別ニ該事務専任ノ一局ヲ置キ此ニ從事セシメ」ることを提言している。この稟申によって、明治一〇年一月大蔵省中に常平局が設置された³⁾。しかし西南戦争勃発にともなう「国用多端政費節制」⁴⁾の影響をうけて、その実際の開局は明治一一年七月まで延期され、この間一〇年五月には陸前石巻、肥前長崎、摂津兵庫、長州下

ノ関、勢州四日市、越前坂井の六ヶ所に、政府米収容のための官倉の建設が進められた。⁽⁶⁾ これらの各地が米穀商品流通の拠点であることはあらためて指摘するまでもあるまい。そしてこのうちの長崎・石巻の両米稟の管理は、それぞれ長崎、仙台の出納局出張所に委託されることになった。⁽⁷⁾ 常平局開局以前における米価政策は主として出納寮の管掌するところであったが、仙台、長崎両出張所は、これによってそれぞれ東北・九州地方における米穀政策の要としても機能したのであった。

それでは、明治政府による米穀買収||米価調節策は、どのように行なわれたのであろうか。まず米穀の海外輸出をめぐる問題から見ておくことにしよう。

維新政府は当初民生安定などの理由から、米穀の海外輸出を禁止した。しかし、その後、廢藩置縣の結果諸藩より領収した巨額の貢米および旧幕府蓄蔵の粃米や軍用米を擁し、これを国内に売却した場合米価の甚しい低落をもたらすおそれがあることから、政府部内において海外輸出解禁の議がたかまった。⁽⁸⁾ 明治四年八月大蔵省は「目今之場合米價格外ニ低下相成候而ハ頗ル大蔵之得失ニ相関シ、国用多端支給難渋之際一ト方ならざる病害にも可相成、加之外諸物価と之平均を失ひ候より一時農民之疾苦を相招き候筋にて、未た予知しがたき儀に候得共、今秋も亦豊熟之景象相見へ候に付而は米価尚一層之低下可相成、右米価之低下より外諸物之価位漸次衰頽に赴き候様に而は外国通商の間に於て全国之通算上一大損害をも相醸し可申理に付、向後米麦之儀も外品同様輸出免許相成可然」と太政官に稟申、⁽⁹⁾ 次いで同年九月二十九日「米麦輸出御差許之義伺之通被仰付候処、米麦之義ハ御国民必要ノ穀物ニ付、勝手売ニ致し候様相成候而ハ詰り下民難渋之基ト被存候間、政府特権を以時々御売相成候方可然」と重ねて稟議した。⁽¹⁰⁾ こうして米穀の海外輸出は解禁され、明治五年一月以降横浜在留の米人ウォルシュ・ホール商会をエージェントとする米穀輸出が開始された。この輸出は明治七年一月まで行なわれ、明治五年中に四〇万二四二九石、六年中七九万一二三石、七年一月の中四二九一石、合

計一一九万七八四三石の巨額に達した。⁽¹¹⁾

明治五年にはじまるこの米穀輸出は「之ニヨリ海外需要ノ状況ヲ探ルト共ニ米穀輸出ノ利害得失ヲ明カニ」する試験的意味を持ち、また「他方ニ於テハ米価下落ニ依ル国庫ノ損耗ヲ軽減シ、併セテ海外ニ正貨ヲ獲得スルノ手段ニ供センコト」を目的としていた。⁽¹²⁾ 政府は海外輸出を大蔵省の管理下におき、これを操作することによって米価調節の一助としたが、「当時ノ米価ハ政府ノ海外輸出盛ニ行ハレツ、有ルニ拘ラズ、依然トシテ低価ヲ続クルノミニシテ、農民ノ困難愈々甚シカラントスルノ状」にあつた。⁽¹³⁾ しかも一方には租税制度の改革が進展し、地租金納制への移行にともなつて米穀の換金を支える条件を整備する必要からいっても、米穀の輸出を一般にまで拡大することが要請された。明治六年二月井上大蔵大輔は、太政官に建議して「米穀輸出ハ万国貿易上普通ノ公法ニ適シ、且内国ノ農業ヲ勸奨シ富国ノ基本トモ奉存候、其上去壬申年ハ国内大抵豊熟ニ有之、別テ石代納被指許候ニ付テハ租税上納過半代金納ニ相成リ、米穀ハ多分農民ノ手ニ所有イタシ居候処、若シ流通ノ道ヲ不開候時ハ徒ラニ奸商共ノ欺偽ヲ蒙リ、遂ニ賤売貴買愈々農民ノ困苦ヲ増加可致候ニ付テハ此節断然解法相成度」と訴えた。⁽¹⁴⁾ 太政官はこの建議を容れて明治六年七月十五日太政官布告第二四六号をもつて「米麦ノ儀是迄海外輸出禁制ノ処、国内ノ都合ニ依リ、海関無税ヲ以テ来ル八月一日ヨリ輸出差許候」と布告したのである。そして政府は、この輸出解禁の布告と同時に、当時大蔵省の為替方をつとめていた三井組と小野組を懇懇して米穀輸出に当らしめた。「彼等ノ事業トシテ輸出セシメタル米穀六万九千余石、代価五三万三千余石(貿易表所載輸出額)ニ上リ、民間ニ於ケル米穀輸出ノ先駆」とされている。⁽¹⁵⁾

この時期に米穀輸出に介在したのは、三井・小野にとどまらなかつた。井上馨や、後に三井物産会社の首脳となる益田孝らによつて創立された先収会社は、営業を開始して間もない明治六年末より横浜居留地一四番館フィッシャー商会を仲介として英国ロンドンに米を輸出し、相当の利益を収めることができたといふ。⁽¹⁶⁾

このように、明治六年秋より翌年にかけて政府の指導によって米穀の海外輸出が行なわれたが、その目的が主として米価調節作用にあったとはいへ、これが三井・小野などの前期的特権商人にとってあらたな活動の場となったことに注目する必要がある。

明治七年には佐賀の乱（二月）、征台の役（四月）と相次ぎ、この影響を受けて米穀の海外輸出は同年五月ふたたび禁止された。しかし大蔵省出納寮は、予備蓄穀の必要から、福岡、白川、岐阜、三重、飾磨、愛知および静岡の七県にたいして、それぞれ二五〇〇石ないし三〇〇〇石を限りとして米穀の買収を命じた。この買収に際して大蔵省は、「米買入方他ニ不洩様可取扱ハ勿論、買入方ニ付人氣ニ不関涉様注意專要ノ事」との心得方を示し、特に「買入方ノ義ハ小野三井組等エ申付候而ハ兎角其仲間エ漏出イタシ、且之ガ為メ米価高騰ヲ醸シ候様ニ而ハ不宜候間、右両組ハ勿論、為替方取扱候モノエハ不洩様注意可致」と指令した。⁽¹⁷⁾この時期米価は著しく高騰していたが、大蔵省は、予備蓄蔵米を確保する際に三井組、小野組などが買占めその他の操作によって介入することを懸念したのであった。しかし、この米穀買収は、大蔵省の注意にもかかわらず、米価騰貴の勢を助長し、愛知県のごときはついに買収の機を得ないまま中止するにいたったという。⁽¹⁸⁾

米穀の海外輸出がふたたび解禁されたのは、明治八年三月のことである。大蔵卿大隈重信は内務省と協議のうえ、三月二日付で「米麦輸出許可之儀ニ付伺」を太政官へ提出した。ここでは「昨年租税貢納石代相場平均時限中よりは米価追々下落ニ随ひ、貢納人ニ於て一時困難之場合も有之、殊ニ昨年米麦共別而豊熟、国内ニ致充塞居候義ニ付、此際昨七年五月中禁止之以前ニ復し、明治六年第貳百四十六号を以御布告相成候通り米麦海外輸出御差免相成候様致度」と訴えた。⁽¹⁹⁾正院はこれを容れ、同年三月一四日太政官布告第四二号をもって来る四月一日以降米穀輸出を再開することを許可した。そして、これを受けた大蔵省は、同年六月「米國桑港へ米穀輸出之儀ニ付上申」⁽²⁰⁾を正院に提出、「当省附属

之汽船同港へ向ケ不日発航之筈ニ付、右便船ニ付シ試ミノ為メ玄米壹千石輸出」を上申している。大蔵省のねらいは「我國ノ主要産物タル米ノ販路ヲ海外ニ拡張シ、大ニ国益ヲ増進スルト共ニ、国内ニ於ケル米価調節ノ手段」⁽²¹⁾とすることにあり、しかも「只管後來之鴻益ヲ期シ、我産米ヲシテ彼ノ地ニ流布セシムルノ目途タルニ付、目下僅少ノ損益ハ敢テ顧ミサル儀ニ有之」⁽²²⁾というように、採算を度外視したものであった。大蔵省はまた明治八年八月「貯蓄米条例」を制定するが、⁽²³⁾このようにして大蔵省出納寮による米価調整政策は、次第に本格化するにいたった。明治八年一二月にはふたたび米穀海外輸出の議が大蔵省におこり、翌九年一月より実施に移された。当初の予定石数は二〇万石であったが、明治九年六月にはさらに三〇万石を追加して合計五〇万石とした。⁽²⁴⁾この輸出来には、当時政府が東京・大阪両米廩に收容していた米穀をはじめ、明治八年末における三瀨、白川、佐賀、福岡など九州各県の買収米および明治九・一〇両年度にわたって大規模に行なわれた買収米があてられた。そしてその方法は「明治五年ノ場合ト異リ『エゼント』ヲ用キテ政府自ラ輸出スルニ非ズ、一旦三井組ニ交付シ、三井組ハ更ニ横浜在留ノ英商『イ、ビ、ワットソン』ニ交付シテ、之ヲシテ實際輸出ノ衝ニ当ラシメ、且ツ其ノ危険ヲ負担セシメタ」という。⁽²⁵⁾すなわち三井組は大蔵省にかわって輸取出扱者となるが、三井の役割はそれだけではなかった。この輸出来を、国内各地において主として買収にあたったのが明治九年七月設立された三井物産会社と三井銀行とであった。ことに明治九年末から一〇年にかけて行なわれた米穀買収は、創立当初における三井銀行・三井物産両社にとって重要な業務となったものであるが、その重要性はそれだけではない。明治九年末の米穀買収並海外輸出の問題は、これと平行して実施された納税資金の需要者にたいする米穀引当の荷為替貸付業務とともに、地租金納制への移行のための条件を整備するものとして重要な意味を持っていた。いわば、ここでの三井銀行と三井物産会社は、明治政府の政策実施機構の一部を代行する機能を果たしていることに注目する必要がある。政商と明治政府の共生関係の具体的な事例をここに見出すことができるのである。以下の本稿では、

この明治九年の政府による米穀買収―海外輸出にいたる過程に焦点をあわせて三井の米穀取扱いの実態を明らかにした
い。

- (1) 「府県同願留」(三井文庫所蔵史料 本六五二)。
- (2) 明治十年一月「公文録大蔵省之部全」(国立公文書館所蔵)。
- (3)(4)(5) 「明治年間米価調節沿革史」(『明治前期財政経済史料集成』第一巻) 六四九ページ。
- (6) 「陸前石巻其外へ官倉設置費金流用ノ儀ニ付同」(明治十年五月「公文録大蔵省之部全」)。
- (7) 前掲「明治年間米価調節沿革史」六五〇ページ。
- (8) 同右 六一四ページ。
- (9) 同右 六一三ページ、「井上侯建議要項二」(三井文庫所蔵)。
- (10) 「井上侯建議要項二」(三井文庫所蔵)。
- (11)(12) 前掲「明治年間米価調節沿革史」六一五ページ。
- (13) 同右 六一六ページ。
- (14)(15) 同右 六一七ページ。
- (16) 『世外井上侯伝』第二巻五二三ページ。
- (17) 前掲「明治年間米価調節沿革史」六二〇ページ。
- (18) 同右 六二一ページ。
- (19) 「米麦海外輸出御差許ノ儀伺」(明治八年三月「公文録大蔵省之部二上」)
- (20)(22) 「桑港へ米穀輸出ノ儀上申」(明治八年七月「公文録大蔵省之部一」)
- (21) 前掲「明治年間米価調節沿革史」六三七ページ。
- (23) 同右 六二七ページ。
- (24)(25) 同右 六三七ページ。

二 三井組府県出張店における米穀取扱い

1 三陸地方における三井組

明治初年における三井組にとって、府県為替方を中心とする官金取扱いが、資本蓄積の重要な基盤となっていたことは、これまでたびたび指摘されてきた^①。府県為替方とは、府県管下の租税金の収納や通送、県庁諸経費や官員給料の支払いなど、県の出納業務を代行するもので、「各府県ニ在ル巨商豪商其他何人ヲ論セス身元十分慥成者ヲ撰ヒ大蔵省ノ許可ヲ得テ之ヲ命^②」じるものとしたが、やがてこの特権の大半は、三井・小野など少数の特権的商人のもとに集中するにいたった。三井組や小野組は、府県為替方の拜命を契機に全国各地に支店、出張店を開設したが、府県為替方は、支店、出張店本来の商業活動と有機的に結びつくことによって、重要な蓄積基盤となった。すなわちこれらの府県出張店は、貢租の収納や通送の業務を通じて巨額の官金を預り、また一方では直接生産者あるいは地方的市場に立脚した中小商人層への貸付けによって流通支配を行なった。府県為替方の業務によって導入された預り官金の一部が、このような貸付資金に流用されたことも考えられるのである^③。ことに府県為替方⇨府県出張店の持つ意味の重要性は、地租改正期の地租金納制への移行の過程において、買請石代納制や納税資金の需要者にたいする貢米引当ての荷為替貸付けの取扱いなど、農民の租税納入を媒介することによって米穀流通に介在し、またそうした機能を通じて強固な地方的基盤をきずいたことである。しかし、そうした府県為替方⇨府県出張店における資本蓄積の実態は、史料面での制約もあって必ずしも明らかにされているわけではない。以下では、三井組の府県出張店における米穀取扱いの事例のいくつかを紹介することによって、明治政府の米穀政策の遂行を支えた前期的特権商人の活動を明らかにしよう。

まず最初に、東北地方における三井組三陸出張店開設の事情を明らかにすることにしよう。三井組が三陸方面に出張

店を開設するにいたった契機は、東京商社・三陸商社の三陸経営が破綻したあとをうけて、明治六年一月宮城・水沢両県の為替方を拝命したことよってである。三井組進出前における宮城・水沢県下の貢租米流通機構の変化や三陸・東京両商社の活動については、渋谷隆一氏の詳細な研究があり、また筆者もこれに言及したことがある⁽⁵⁾。三井組出張店の開設にいたる事情を要約して示せば、つぎのようである。

戊辰戦争鎮定後、新政府は東北地方の経営を重視し、通商司政策の一環として三陸地方の商品流通の拠点である石巻に民部省石巻出張所を設けた。この石巻出張所は「三陸即陸前陸中陸奥開発の爲め其農商事務を管轄する事」を目的としたが、その指揮のもとに仙台の代表的商人層によって組織されたのが、石巻商社であった⁽⁷⁾。石巻商社は、東京通商会社傘下の地方商社として活動を開始したが、間もなく三陸会議の協定にもとずいて「三陸商社」として改組された。すなわち旧石巻商社を元会所とし、涌谷、水沢、一ノ関、盛岡、仙台などに出張所を置き、これらの各拠点を通じて買いまとめた地方物産を東京商社(東京通商会社の後身)によって廻漕・販売するという体制がとられるようになった。いわば東京商社を頂点とし、三陸商社―各出張所―地域の有力商人層の系列を通じた商品流通機構の掌握が企図されたのであり、東京商社・三陸商社は生産引立元入金⁽⁸⁾の貸付けなどによって三陸地方の流通機構にたいする支配的位置を確立したのであった。そして両商社は、明治四年一月以降三陸諸藩貢米の東京廻漕を請負い、また宮城・水沢など東北諸県の為替方を命じられるなど、地方行政機関と緊密に結びついていたのである。渋谷隆一氏は、このような性格を持つ三陸商社によって行なわれた宮城県登米郡における買請石代金納⁽⁸⁾について、具体的に明らかにされた。

さて、県官の庇護を受けて半官半民的活動を展開してきた三陸商社・東京商社の三陸経営は、ほどなく行きつまりを示すにいたった。その原因のひとつは、三陸商社による生産引立元入金⁽⁸⁾の回収が困難となり、このため東京商社の三陸商社にたいする貸付けを増大させ、かつ固定化させたことである。このため東京商社は、三陸商社から廻送された

三陸貢米の売払代金をもって貸付金回収にあてようとはかったという。この米穀は、すべて宮城・水沢両県収納米の売下げを願ったもので、売払代金は大蔵省へ上納すべき性格のものであった。この金高は一〇万余円に達し、大蔵省から即納を命じられた東京商社はこれに対応できず、三井組に救済を求め、三井組からの借入金によって預り官金の返納を行なわざるをえなかった。そしてこのような事態によって、東京・三陸両商社は宮城・水沢両県の為替方の特権を失ない、三井組がこれにかわったのである。⁽⁹⁾

三井組は、明治六年一月二七日付をもって宮城・水沢両県の為替方を命じられた。⁽¹⁰⁾ 御用引受けの名儀人は三井八郎右衛門であるが、すでに前年末に三井の両替店・御用所の営業店は為換座と合併しており、この業務も当然為換座三井組において取扱われることになった。三井では、手代の勝間田誠三郎、辻純市、松本勘次郎らを宮城へ派遣することにして、ただちに出張店開設の準備にとりかかり、「三陸出店申合規則」⁽¹¹⁾、「出張所出納規則」⁽¹²⁾、「荷為換引当預貸附規則」⁽¹³⁾などの諸規則が制定された。なお「渋沢栄一伝記資料」第五巻所収「三井組三陸為替出張店規則」もこの時期に作成されたものと推定される。以下に掲げるのは、派遣手代と大元方との間でとりきめられた「三陸出店申合規則」である。長文ではあるが、この時期における出張店開設の手続きを明らかにするものとして全文を収めることにしよう。

申合規則

今般三陸水沢宮城両御県稅納為換御預ヶ御用被仰付候ニ就而者、於彼地方御本県之外御支庁も有之、夫々出店を取設、御県々之御便利者勿論出店之取締を専務として為換之間に勉勵を施行し荷為換或は品質等之扱を専らとして其他時宜に寄其地之産物を賣買し、茲ニ盛大之公利を謀らんと欲す、然るに是迄右照準せし業をなすと雖も有名無実ニして悉皆損耗を醸し、詰り大元方之患害を生し迷惑之底到ニ及候等者學而難算、然りと雖即今商業勉勵なさ、れは殖産道も廢れ、第一御国体ニ反し奉恐入候義ニ有之、仍而一步進退之患苦至極ニ相迫、乍併商業者常之事ニ而不可止之大事情考究致候處、其業之成不成は各々智恵と虚実ニ有て、畢竟人撰之不行届より前頭之損耗を醸すニ到り、仍而三陸地方出店之件ニ至而は總轄之任を勝間田誠三郎、辻純市兩名ニ委託し、損益之驅引等兩名之指揮

たるへし、仍左之条々を約定す

第 壹 条

一 三陸地方出張ニ就ては勝間田、辻兩名之内一人彼地ニ出頭し、実地を査査し輻輳之咽喉を見究し、然して其地方々々ニ出店を設立
なすハ総轄任目的之權たるへし

但初発之建築或は在来之建家等買求之費は尤元方之出金たるへし、乍併来明治第七年ニ到商業取扱候上は當繕費等総而出店持た
るへし

第 貳 条

一 右地方出店ニ就、両君を撰挙して其事務を為扱候上は損益共両君之担当ニ有之、其店々ニおゐて召仕役々之者は総而両人之を撰挙
不成ハ有へからず、然りといへとも至急出張ニ迫り、下役のものハ一時東京大元方ニ而任撰を致し数名差出候得共、其曲直を視察
なし、事実明瞭之上は是を撰挙し是を放免なす或は等級を改る等総而賞罰をなす權あるへし

但初年限り役々月給其他入費総而東京大元方ニおゐて仕賄商業相初め、来明治七年ニ至り候得は商業益之内を以従前之月俸ニ照
準し出店ニおゐて給すへし

第 參 条

一 御本県及御支庁より御預ケ之為換金額は出納を明瞭ニ簿記し、日々精算を決し、帳尻一視ニ相分り候様可致所置事
但右御預り金額公簿之記より私事之出納帳へ入出を明瞭ニ写し、此出納を正しく計算し日々差引之過不足を糺決すへし

第 肆 条

一 右支店之規律整然之上は地方産物品を輸出なすへき商業を行うニ至り而は総而総轄之指令を得而各々勉力して公利を謀り永久大利
之直目を専務とし必ず小利ニ走るへからざるハ勿論総轄之許可なきを扱ふへからず、且商品送り込売捌等ニ至り而は横浜東京其他
同家之内ニ為取扱可申売捌世話料は其地方之規則通相可申、又品柄ニ寄同店之向ニ而不扱分は無論外店へ可相頼事
但此商業ニ就為換金額ニ而基金不足之時は為換借越ニ相成、然ル上は東京大元方之規則ニ照準し利足相払ふへし

第 伍 条

一 総而帳面之書記振は他人之一視ニ分明なるを専らとし公事出納私事出納雜費及商業仕入帳ニ至る迄其日々之帳尻を一視詳明ニ了解
可成を以其係り々之職分と相心得帳記之不分明は商人之可為証事

第六條

一 總而東京大元方を以總轄之根元とし京阪及横神其他之支店へ為換振込商品送り込等迄悉皆大元方に報知可成事

第七條

一 商業損益割當は出張支店々々共總而失費を引去り商業上ニ就金額計算を亂し利足之差引をなし、三陸支店借越之分ハ益高之内を以仕払其余之全益を以割當之約左之通

十分之内

三分は 大元方に可請取

三分は 支店準備金

四分は 支店役々褒賞

第八條

一 右割當之内四分之配當

四分之内

式分は 總轄配當分

卷分は 局々長役之者

卷分は 局々次役小者ニ至迄

第九條

一 東京大元方より全国為巡察役人相廻り記帳金額之比較を亂し可申候間總而取締肝要たるへき事
右之通約定致候上は各此表を遵守し、自ラ姓名を記し、為後証調印致也

三井組は、東京・三陸両商社から宮城・水沢両県為替方の業務を引継ぎ、また仙台、石巻、登米、一之関の各地に出張店を設けて東北地方進出の拠点とした。水沢県からは、明治六年一〇月二〇日付で為替方約定書案が大蔵省へ提出されている。⁽¹⁶⁾

ところで、明治六年に三陸商社にかわって水沢県下の買請石代金納を行なったのが、三井組ではなくて、「三越商社」

であったことが渋谷隆一氏によって明らかにされている。すなわち渋谷氏は、水沢県においては、三陸商社と三越商社とから明治六年度の買請石代金納取扱いの申請がなされ、その採否についての県の伺にたいして大蔵省は「管下ノ分一致ニ買受方願出候節ハ本人身元篤ト取調之上詳細具状可致事」と指令し、その結果三越商社に許可がおりたとしているが、この経過については若干の検討を加えておくことにしよう。

まず「三越商社」の名称についてみるならば、資料上の表現としては「三越喜左衛門」の名義が多く使われ、また「三越商」、「三越糸方」、「三越奥羽方」などがあるが、「三越商社」の用例はほとんど見出せない。¹⁸⁾三越とは、云うまでもなく両替為替業とともに江戸時代から続いた三井の呉服業¹⁹⁾本店系統の営業部門で、明治五年井上馨ら大蔵省首脳の勧告によって三井家の経営から切り離されたものである。この「呉服店分離」にあたって三井は、あらたに三越家（則兵衛、喜左衛門、得右衛門）なるものを興し、「商業向及金銭貸借都而在来之儘三越家へ御譲渡」したのであった。このとき三越家へ譲渡された営業店は、東京・大阪・西京各呉服店、西京・東京糸店、西京紅店、横浜売込店の各店であり、西京・東京糸店の名前人が三越喜左衛門と定められていた。²¹⁾したがって三陸地方において活動した「三越」とは、この西京・東京糸店の出店ということになる。東京糸店は、もともと本店筋の江戸糸見世として発足したものであったが、明治二年に本店の連店に昇格、ついで明治三年の改革においては「益店工面宜」ため「評議之上尚亦格別之訳ヲ以大元方付糸店と相改、尤店順之儀ハ東京鉄砲洲并横浜御用所之次席」²²⁾に位置づけられるなど、経営不振の呉服業部門の中では異例の扱いを受けていた。このような東京糸店経営の積極化は、江戸時代以来三井家の呉服業部門が依拠した旧来の商品流通から、開港場を中心として形成された新たな商品流通への転換・移行を示すものであるが、そうした方向のなかで、東京糸店は信州²³⁾あるいは奥州の各地へ勢力を伸展せしめたものと思われる。

三井東京糸店の三陸方面への進出を支えたのは、石巻の商人戸塚貞輔であった。戸塚は石巻きっての三大富豪とうた

われた巨商(25)のひとりであるが、石巻における経歴は維新以後のものである。戸塚の履歴について、石巻市編『功績録』はつぎのように記している。

戸塚貞輔は、天保一〇年（一八三九）武州秩父郡大野原村百姓嘉兵衛の三男に生まれた。一四才の時江戸へ出て古着質物の店や呉服屋に奉公し、二二才の時山田利兵衛というものの養子になったが、しかし七・八年後にこの養家を出た。これは明治元年前後の時期と思われるが、この時五〇円を元手にして独立、本町の某所に一商店を開いてもっぱら金札の売買に従事し、ほどなく一万七千余円を手にしたという。その頃、東北地方への商圈拡大の途上にあった三井組は、東北の一大藩と紛争を引きおこしており、三井組はこの某大藩との折衝を戸塚貞輔に依託した。戸塚はこれを三井組に有利に解決することに成功したことから、三井組の客分として重く遇せられることになったという。明治三年にいたって戸塚は、東北地方への進出の有利さを三井組に説き、三越喜左衛門の名義をもって資本を出さしめ、米穀生系の売買および金銭貸付方を業とする出店を石巻に開設した。戸塚はこの資本運転の事に専任し、戸塚は、俸給を受けざるかわり、商業上より収得する利益の一〇〇分の一五を得る約定を結んだというが、いわば戸塚は三越石巻店の支配人的な立場にあったとみてよい。明治三年ごろより東北地方へ進出をはじめた三井の東京糸店Ⅱ三越喜左衛門店は、この戸塚貞輔を拠点にして生糸その他物産の買付けをはじめたようである。

三越店の動きが活発になるのは、明治六年のことと考えられる。これには、三井組が宮城・水沢両県の為替方に任命されたことが、大きく影響していたであろう。三越店は、一応三井組とは別個の組織ではあっても、両者が緊密な関係にあったことは云うまでもない。三越店は三井組の東北進出の足掛りとなり、為替方の業務と密接な関係を持つ買請石代金納の取扱いに深くかかわったのであった。明治六年一〇月、水沢県は大蔵省にあてて、三越喜左衛門が東京・三陸両商社とともに管下の石代納取扱を申請したことについて、つぎのように報告している。(26)

管内当貢米石代納之義御届

当管内陸前陸中国村々当明治六年租税米納之儀、東京三陸商社并三越喜左衛門買請ヲ以石代納被仰付度段、双方ヨリ願書差出候間、昨壬申御布告之趣ヲ以願之通聞届申候、石数等之儀ハ追而取極次第可申上候、先此段御届仕置候、以上

明治六年十月十日

水沢県権参事 吉田 信 敬

大蔵省事務総裁

参議大隈重信殿

この石代納取扱いの申請は三越喜左衛門名義で行なわれた。しかしこの業務が三井組と一体であったことは「御当具御管下今癸酉租税石代、昨壬申之振合ヲ以悉皆金納可被仰出ニ就而ハ、下店御為換御用相勤候順序ヲ以米穀引請、金額無滞滯上納致具候様各区分長一統依頼申出、右ハ兼而御案内被遊候通、下店之儀ハ総而御用筋一卷ニ而、商法之儀ハ末家三越喜左衛門江申付、専商業罷在候⁽²⁷⁾」との三井組の届書によっても明らかである。

ところで、宮城・水沢両県の為替方の特権を失なった三陸・東京両社は「当夏三井組へ引継候上ハ米豆ヲ始諸産物取扱ニヨル外商社之業無之、右ヲ以是迄ノ損毛ヲ補、三陸商社永続仕、三陸之物産繁殖仕候様東京商社更ニ合併仕⁽²⁸⁾」と、両社合併のうえ前年同様に石代納を取扱うことを申請した。しかしこの申請は「租税米買請願候趣難聞届、下方相對買之儀者可為勝手⁽²⁹⁾」とされ、特権を失なった三陸商社は、その後たんなる商業組織として余命を保ったという。つぎに掲げる資料は、東京三陸商社が三井組に強く依存し、すでに三井組傘下の地方商社として組み込まれていることを示すものである。

条 約

三陸地本年收穫之米豆買付候ニ付、資本金は宮城水沢両県下三ツ井組為替方より金融を請候為メ東京三ツ井組江東京商社・三陸商社合併を以左之条々を条約す

第一條

郡村おゐて米豆買取候節、其所吏員と約定書為取替、其証書は為替方^江持参し、石代金額之多寡を引合置へし、金券は兼而両社米石担当のものより勘合印鑑難形迄詳細相廻し置へし、尤地元買付方之約定証無之といへとも、東京出張人および両社立会、入用之金額を申入なし、且は為替方ハ一々照准して承諾すへき事

第二條

東京出張人検印を以正金等借用候共、無滯為替方ハ金融自由を成すへし、其代り金ハ東京社ニ而直ニ三ツ井組^江可戻入、利足は総而^レ卷ケ月割と相定、尤其月十五日後は半利、廿五日後は此割合を以日賦之算計を立返戻可致事

第三條

東京三陸商社ニ而更ニ金壹万円を募り、東京社は金五千円を三ツ井組^江相渡、三陸社は仙合出張三ツ井組^江可相渡、此金壹万円は海上難破其外非常之予備にして、万一此上損亡相成候ハ、更ニ両社より積金いたし、三ツ井組^江聊損毛不相掛事

第四條

両社買付候米豆ニ付益金出来候節は、全益之割を謝礼として三ツ井組^江両社より差出、損金ニ至り候共不相掛候事

第五條

買付候米豆回漕方送り状は東京三陸両社ニ而東京正米会社、三ツ井組^江当分送致すへき事

第六條

買付候米豆石高并代金、為替方借用金額相庭等ニ至るまで、毎月三十日限り総計し、出張為替方之引合せを要し、東京^江通達致し可申、買止メニ至而頭末精帳を成し、是を以標的として陸地ニ而借用之為替金ハ正米会社之売立金ニ而元利とも其時々御引去可被成筈、尚損益を判然して謝礼金之儀も可相連、尤三陸地方^江在来貸出金之代り請取候米豆有之候共、他方^江不送、総而正米会社、三ツ井組^江当て送り付可申事

(第七、九条省略)

右之条々を以為替借用金御依頼申候ニ付而ハ、他日如何様之天変非常之難事出来、多分之損亡ニ至り候共、貴店^江毛頭御損毛相懸ケ申間敷、仍而三ツ井組^江奥書を以承諾せし趣を表して金融無滞儀を要誓す、決而互ニ違約致す間敷、為後日証如件

このようにして、宮城・水沢両県下の買請石代金納は、三陸・東京両商社にかわって三越三陸店が取扱うことになつ

た。三陸商社のように郷村に拠点を置く組織をもたない三越店の場合、農村内部の有力な豪農層を代人として貢租米徴収の下請けに組織した⁽³¹⁾。そして「昨癸酉三陸地方貢米買入の事件、三井組の手先と称する者地方官に列し、水沢県よりは其管内へ三越商の外一切米売捌の儀相成らざる旨を郷村小前へ布達せり。其威權を張り金嚮を以て区戸長を駆使し、非常に貧民を督責し、買米を運輸し去る。その利を貪ること此れを以て見るべし」と批難されたように、県官の強力な支援のもとにその業務を進めたのであった。この業務が、三越店という、表面上はひととまず三井組とは別組織の名義で行なわれていたとはいえず、これが三井組の府県為替方業務と一体をなしていたことは明らかである。

しかし、三越三陸店の動きは、明治七年ごろをもって終る。たとえば水沢県登米郡の場合、三越店は明治七年度の買請石代納の特権を放棄し、代ってそれまで三越の代人をつとめていた桜井家がこれを取扱うようになった⁽³³⁾。しかしこのことは、三井の東北地方からの後退を意味するわけではない。

明治五年の「呉服店分離」によって三井家から分離された呉服店は、経営不振のなかで巨額の不良債権を抱えこんでいた。三越家の経営に移して再発足するためには、営業店の整理と、大はばな経営改革が必要とされていた。明治七年から八年にかけて三越改革が進められたが、その過程で東京糸店や横浜売込店は三井組国産方に吸収されたのである。東京糸店ならびに横浜売込店は、ともに明治七年一〇月をもって一時閉鎖し、塞り貸金の回収や帳簿整理をはじめた。こうした状況のもとで、三越三陸店も一たん活動を停止し、その業務は三井組に吸収されたものとみられる。三越三陸出張店の責任ある立場にいた新井庄兵衛は、これについて「昨戊ノ年(明治七年)三陸商業ニ付、地方江案外之貸金出来、其外地元残り米有之、御用所(三井組三陸店のこと―筆者注)御操出シ金未タ取纏メ相付不申不都合恐縮罷在候、右金額為取纏メ、戸塚貞助出張、所置致居候処、惣体運方兎角抄取兼、依而乍不調法我等彼地へ出張、地方貸金取建ハ勿論、残米石数出入嚴重ニ取調受候、其外低当物之儀は村在迄も出張検査、引当テ不足ハ差金為致可申、尚石巻出店所有物等

悉皆取調、過日御用所江差上置候別冊調書金額高取纏方不申而は御同前難相濟、我等出張候上は何様ニも尽力致、急度取纏方之所置致候⁽³⁴⁾と記している。

- (1) 加藤俊彦「地租金納化と米穀の商品化についての覚書」(宇野弘藏編「地租改正の研究」下巻)、加藤幸三郎「政商資本の形成」(『日本経済史大系』5〈近代上〉)。
- (2) 『明治財政史』第四卷二六ページ。
- (3) 『神岡鉱山史』五三一ページ。
- (4) 渋谷隆一「原蕃期農村における徴税請負制度の性格」(『農業総合研究』第一二巻第四号)。
- (5) 岩崎宏之「明治維新期の東京における商人資本の動向―東京商社を中心にして―」(『江戸町人の研究』第一巻)。
- (6) 塩谷良翰「回顧録」二三六ページ。
- (7) 渋谷、前掲論文 一二九ページ。
- (8) 同右 一三一ページ。
- (9) 岩崎、前掲論文、六二七ページ。
- (10) 明治五年東京為換座「御達留」(三井文庫所蔵史料 本二二八)。
- (11) 三井文庫所蔵史料 本六六九。
- (12) 同右 本二四〇―三。
- (13) 同右 本二四〇―四。
- (14) 『渋谷栄一伝記資料』第五卷 四〇八ページ。
- (15) 「宮城水沢両県為替金引接約定書」(三井文庫所蔵史料 追一六〇四―五)。
- (16) 「当県為替方之儀ニ付伺」(明治七年「官省指令簿」宮城県立図書館所蔵)。
- (17) 渋谷、前掲論文 一三三ページ。
- (18) この点について江頭恒治^(近江商人)「中井家の研究」は「中井家文書に現われてくるかぎりでは、三越喜左衛門あるいは戸塚貞輔という個人名前が主であり、三越商社の名称はあまり見えない。三越店とあるものはある」と指摘している(同書四九六ページ)。

- (19) 『三井事業史 資料篇三』二四八ページ。
- (20) 「三越家書類写」(三井文庫所蔵史料 本二二四三)、『稿本三井家史料』三井高福 一九〇〇ページ。
- (21) 「寄会帳」(三井文庫所蔵史料 別二六六三)、『稿本三井家史料』三井高福 一七八〇ページ。
- (22) 大元方「廻文之控帳」(三井文庫所蔵史料 本一〇二二)、『稿本三井家史料』三井高福 一五八七ページ。
- (23) 拙稿「為換座三井組の成立と展開」(『三井文庫論叢』第三号)五五ページ。
- (24) 東京糸店の信州における活動の一事例として『長野県史』には、「明治三年七月上田小原屋要右衛門浜出蚕種荷為替」などの資料がある(近世史料編第一卷(四九〇ページ))。
- (25) 『石巻市史』第三卷四〇九ページ。
- (26) 水沢県、明治六年「官省指令」(宮城県立図書館所蔵)。
- (27)(28)(29) 明治六年「諸願伺評議留」(同右)。
- (30) 明治六年九月「三ツ井組江東京三陸商社より条約書」(三井文庫所蔵史料 追一六〇四—)。
- (31) 渋谷、前掲論文 一三六ページ。
- (32) 明治七年二月四日「新聞雜誌」(『新聞集成明治編年史』第二卷二四〇ページ。なお渋谷前掲論文 一三五ページを参照)。
- (33) 渋谷、前掲論文 一三九ページ。
- (34) 三井文庫所蔵史料 本二二五三一—四。

2 新治出張店の米穀取扱

前節では、三陸地方―主として宮城・水沢県下における三井組出張店の活動を、三越店⇨三越喜左衛門の買請石代金納取扱いとの関係を中心に考察してきた。府県為替方としての官金取扱いと、地租金納制への移行途上における貢米買請とを有機的に接合した府県出張店の業務は、当該期における三井組の重要な蓄積基盤となったものであり、三陸出張店のみに見られた現象ではない。三井銀行と三井物産会社が創立された明治九年には、両社の共同事業として全国的な規模で米穀の買収が行なわれたが、その前提には、三井組時代の府県出張店における米穀取扱業務が基礎となってい

たことは改めて指摘するまでもない。以下には、そうした三井組府県出張店における米穀取扱いの事例のいくつかをとりあげておこう。

まず新治県の場合についてみよう。明治五年四月大蔵省租税寮が為替方三家にたいして「三府七拾貳県庁下江銘々現在出店有之候分、来ル廿二日朝第十字迄ニ無遺漏可認出」と命じたことに応じて提出された届書によれば、三井が出張店を既設しているのは、わずか五県にすぎず、他に木更津、島根、新治など八県は、近い将来に開設する予定とされていた。新治県の場合は、これから間もない同年八月、三井組からは次のような届出がなされている。⁽¹⁾

一 当御県租税金出納御用於当地奉相動候ニ付而ハ、今般御本県御管下出張店取設、出納御用一般奉相動候間左之通

土浦仲町通り
大手先西側 御為替方三井組名代

林 藤 吉
林 太兵衛

右之者差出、御用奉相動候ニ付、御本県江御達被成下候様奉願上候、此段御届旁奉申上候、以上

壬申八月六日

三 井 組

新治県御出張所

新治県下（新治県土浦町）へ出張店を開設した三井組は、間もなく同県為替方として県庁の出納御用を取扱うことになった。同月三井組からは、出納取扱いについての手続きを定めた規則書が新治県へ提出されたが、これをうけて新治県は、一〇月二日付で大蔵省にたいして「当県御用金之儀、是迄治下土浦町商人共之内江仮ニ下改申付置候処、今般三井組より同所江出張店相設、名代之者差出、御用金改方取扱度段願出申候、右者願之通申付不苦筋ニ可有之候哉」との伺書⁽³⁾を提出した。つぎに三井組が提出した規則書から、主なる項目を抄出しよう。

一此度、御庁出納御用奉勤候ニ付而ハ、私方新治表江出張店設立仕、御用取扱仕候ニ付、規則左之通取極申候

(一 中略)

一村々より御年貢其外上納金有之候節、百姓方より三井組江受取、三井組より御役所当之手形ヲ以上納可仕事、右雛形左之通

記

何郡何村

某 納

一金何程永何程

右御用金正ニ奉預候也

三井組 印

年号月日

名代 何苗誰 印

新治県御役所

右手形ヲ以上納相済候上は、日々合高甲乙帳江相記、帳面引替可仕候、其節手形御下戻被下度候事

一御用金御預ケ御座候節、当座御入用高ヲ除之外、不殘東京三井組江相送り、着之上同所御出張所江御届可申候事

但差立仕候節は御見留帳ヲ以御届申上候ニ付、御調印被下度候事

一御用金之内甲乙帳ニ不拘御預ケ之分、別廉甲乙帳ヲ以諸納可仕候事

但御手形ヲ以上納仕候節、前同様日々合高ニ而甲乙帳江御写替被下度候事

一御本県御役所之外、諸方御出張局ニ而御取立ニ相成共、御用金は御本県御役所江御取集之上、合高ニ而御渡被成下候様奉願上候、

右ハ今般新ニ出張店設立仕候儀ニ而人備等モ行届不申、且第一は御出張局より当村迄大金運送之途中異変之処殆ど心痛仕候、当御

役所ニ而御取集之上御渡被下候様奉願上候事

一三井組より出張為致置申候名代共之内、若不都合之儀御座候共、聊御損毛相掛申間敷候事

右之通奉申上候、以上

明治五年八月

三井組 印

右の規則書は、府県為替方制度の草創期のものであり、条文も整備されてはいない。その後制度が整えられるにつれて、府県と為替方との詳細な約定書、取扱規則が作られた。新治県の場合も、明治七年「新治県庁為替金取扱規則」が作られている。⁽⁴⁾

三井組の府県出張店のなかには、明治六・七年における松阪支店の場合のように、大規模な米穀買収を進めたものもあった。これは三井組東京店の直接の指揮のもとに松阪支店ならびに岐阜、愛知、三重、度会各県下の出張店によって行なわれたもので、買収資金の繰出しや利益の配分などを定めた「尾濃勢買米規則書」⁽⁵⁾が定められている。明治七年大蔵省出納寮から予備蓄穀米の買収を依託された愛知県が、米価騰貴のためついに買収の機をえなのままに中止せざるをえなかったこと（本論文一四一ページ参照）の背景には、このような三井組の大規模な米穀買収があったことが考えられる。しかし、このような事例はむしろ稀で、一般的には府県出張店の米穀取扱いは、農民の租税上納を仲介する石代納の業務などが主であったと思われる。明治七年九月、三井組は新治県にたいして「当秋租税貢納之儀ニ付而は、人民便利之為明治六年十二月中奉願上候手續ニ照準、本年取扱候様仕度」と次のような見込書を添えて出願した。⁽⁶⁾

御貢米取扱之儀ニ付見込書

第一 一条

一 御貢米取扱方被仰付候ニ付而者、御公納之通式升之合米差加へ、元石を以代価相渡候事

但余分之合米差加へ元石ニ而代金相渡候ニ付而ハ積港升廻し老儀四斗式升五合ニ相成候節ハ過米清算相立、村方へ返戻可申候事
 本年ハ水旱之而又有之一際米価勝劣有之候ニ付、御定之石代ニ而引受候而ハ大に不同有之候ニ付、可然相对相場を以約定可仕候事
 但代金ハ私共々本人江御県下出店宛之預り手形を以渡し、其手形を以出店ニおゐて是迄取扱来り候上納手形ニ認替可為相渡候事

第二 条

一 右米当組ニ而引受候分、租税金納入より当組御預手形を以御県へ上納相成候得ハ、是迄之通申乙帳へ記載、御預ケ被仰付度、追而租税御寮へ上納之儀ハ御沙汰次第相納メ候様可仕候事

第三 条

但是迄取扱来候御県下出店より為替手形相納、其手形ヲ東京御支庁へ御廻し相成、御支庁より東京本店へ御沙汰被下候様仕度候事

一 納人之都合ニより正米を以相納メ御県ニおゐて御払下ケ相成候得ハ、相場見込ニ適し候分ハ平均直段を以御買請可仕、代金ハ第式条之通納方取計可申事

第四 条

一 御貢米引受候ニ付而ハ、運輸之儀多分之石数自力ニ而ハ自然滞港可申、随而御引受米素頼ニ戻り候様可被成奉存候間、積港迄運送ハ是迄御貢米之通、御県ニおゐて御沙汰被成下度候事

第五 条

一 引受石数多分ニ付而ハ積港ニおゐて蔵場自然差支候故も難測、其時々都合ニ寄村々郷蔵へ預ケ置、御貢米同様之御取締相願、都合之上廻漕致度候事

但郷蔵無之村々ハ示談之上便利ニ寄り預ケ置、廻漕可仕事

第六 条

一 右引受米村々より受取候節、升廻之儀ハ兼而御制定之御法ニ従ヒ構立竈取取扱可申候、尤請取時節之儀ハ村々示談之上相互ニ便利ニ寄り取極可申、俵入之儀ハ第一条之通りたるへき事

第七 条

右引受米ハ勿論、他方廻漕見込ニ候得共、相場模様ニ寄其地亦ハ其近方ニ而相望候節ハ相当之直段を以売払候儀も可有之候事

第八 条

一村々之都合ニ寄、其年之貢租ニ宛候米穀引当ニ致し金子借入候上ニ而石代納致度向も有之候ハ、御県ニおゐて儲成事と御見留相成候分ハ金子貸渡候様可仕、尤右ハ御県におゐて御斟酌之上御取計相成候分ニ限り可申候事

右之通要件奉申上候間、御採用之上ハ御管内へ此段為心得御達し被下度奉願上候、以上

明治七年九月

三井組名代

三野村利助

平尾賛平

右にみられる貢米取扱いの手続きは、新治県のみに限らず、三井組府県出張店一般に共通する買請石代納取扱いの標準的手続きであったとみてよいであろう。地租金納制への移行が実現するためには、貢租米の換金化を支える商人資本のこのような活動を必要としたのであった。もとより商人資本の介入のしかたは、米穀の商品化の進行の度合いによって差があるが、比較的商品化が進んでいるとみられる新治県下においても、買請石代納は三井組の強いイニシヤティブのもとで進められていることを、右の規則書は示している。しかし、右の手続きを申請した三井組は、この年の納税期にかかった一二月五日付で、「当節柄之義ニ付、願之通御許可被下置候而も取扱中万一行届等御座候而は奉恐入候間、先般奉差上候通願書御取消被成下度」と、ひとまず出願を取消した。これは、同年一月の小野組・島田組破綻の影響によるもので、三井組にも大きな混乱が及んだことを示している。この突然の中止が、納税資金の調達を必要とする農村に、どのような波紋を及ぼしたかは詳らかではないが、明治七年末から翌八年にかけての深刻な不況のなかで、大きな影響を与えたことが考えられる。そうした状況を反応して、明治八年以降の三井組の米穀取扱いは、より一層の展開をみせるのであった。

- (1) 「諸向伺届書類」(三井文庫所蔵史料 本六二五)。
- (2) 「大蔵省総務局史料雑綴二」(三井文庫所蔵 W二一四)。
- (3) 「大蔵省総務局史料雑綴一」(同右)。
- (4) 三井文庫所蔵史料 続二三四一一。
- (5) 同右 追一六二一一。
- (6)(7) 三井組府県掛「府県出納為換御用願伺留」(三井文庫所蔵史料 本六五一)。

3 青森出張店の米穀取扱

明治八年における三井組の米穀取扱いの事例としては、青森県と千葉県の場合をあげることができる。

明治八年九月、三井組は青森県管下において、地租上納金にあてるための米穀を五万石に限り買請けることを申請したが、これは同年に青森県為替方に任命されたことと密接に関係している。小野組は東北諸県に勢力を浸透させていたが、青森県為替方も小野組が担当するところであった。小野組の破綻後の明治八年七月、三井組は青森県参事塩谷良翰へ同県為替方任命の件を出願、同年八月七日付で許可を得た⁽¹⁾。そして青森県との間に「青森県為替方定約書」が結ばれ、三井組は青森県下陸奥国津軽郡青森米町に出張店を開設した（九月一八日開業）。すなわち「此為換方ハ東京本店ヲ根拠トナシ、管下ニ出店ヲ取設ケ、各村之貢納金銀及大蔵省其他各省寮ヨリ請取ル金銀ヲ為取扱候ニ付、其事務取扱之際ニオイテハ青森県官員同様之心得ヲ以誠実ニ勤ムヘシ」とされ、預り金の抵当額は七万円と定められた⁽²⁾。

明治八年八月、三井組が青森県為替方として同県に提出した貢米買請の規則は、以下のごときものである⁽³⁾。

青森御県御管内ニライテ貢納金差間、米売払度望之者へハ、前以約定ヲ遂ケ、左之規則ヲ以本年買入米高五万石ヲ限り買請候事
 第 壹 条

一 本年地租金上納方差間ノ向ハ前約定ヲ以米買請可申候間、青森御県下出張三井組米掛リニテ示談可致事

第 貳 条

一 右買請米、村々ヨリ請取升廻しノ義ハ、御制定ノ通柝立竈取ヲ以取扱可申事

第 参 条

一 買請米ハ本年之地租金上納ニ宛ツルモノニ限候事

第 四 条

一 買請米取扱ノ義ハ米壹俵ニ付四斗三升入式俵半ヲ以壹石ト相定、代価可相渡事
 但米請取之節、譬へハ壹俵四斗四升ノ升廻しニ相成候ハ、余分ノ分ハ約定直段ヲ代金可相渡事

出張店の開設と「御県庁租税金其外出納御用一般」の取扱いを願している⁽²⁾。三井組の出張店は、はじめ木更津に置かれたが、明治六年六月印幡県と木更津県とが合併したことにともなうて千葉吾妻町一丁目二九〇番地に移転した。また明治八年五月の府県統合で新治県が廃止されて、香取・匡蹉・海上三郡は千葉県に編入されたが、三井組は「是迄御為替出納相勤罷在候通、右三郡之御用も当組江被仰付度」と願した⁽³⁾。千葉県は、この出願にたいして六月八日付で「三郡地租金之義ハ詮義中ニ付、追而何分之義可相達、其他為替取扱方ハ聞届候」と指令⁽⁴⁾、続いてこの地租金取扱いについては「詮議の次第有之其筋何済之上、東京川崎八右衛門江右三郡地租金為替方取扱申付候」と三井組の申請をしりぞけた⁽⁵⁾。この間の事情に詳らかではないが、このことは徴税請負機能が為替方の独占ではなかったことを示している。

さて、三井組は、明治八年九月一四日千葉県令にあてて「当組国産掛之者共御管内江一時出張為致、米穀荷為替取扱申度⁽⁶⁾」ことを出願した。これは、租税上納金にあてるため、米穀を東京において販売することを希望する者にたいして荷為替貸付けを行なうもので、申請には次の一条からなる取扱見込書が添えられている。筆者がかつて紹介したものであるが、以下にその全文を再録しておこう。

千葉御県下ニおゐて米穀荷為替取扱規則見込書

第 一 条

一 本年地租金上納之頃、米穀所持之者東京江積送売払度望之者ハ、其場所便利之港付并川岸々々船積場へ運送之上、正品検査致、時之相場凡七八分通荷為替金貸渡可申事

但利足ハ元金貳千分一之割合ヲ以日歩可受取事

第 二 条

一 右荷為替金ハ、千葉御県下一時出張三井組国産方ニ而取扱候事

第 三 条

一 荷為替之貸金ハ租税ニ納ムル金ニ限り候、尤戸長調印無之分ハ取扱不申候事

第二條

一 右米当組ニ而引受候分、租税金納人より当組御預手形を以御県へ上納相成候得ハ、是迄之通甲乙帳へ記載、御預ケ被仰付度、追而租稅御寮へ上納之儀ハ御沙汰次第相納メ候様可仕候事

第三條

但是迄取扱来候御県下出店より為替手形相納、其手形ヲ東京御支庁へ御廻し相成、御支庁より東京本店へ御沙汰被下候様仕度候事

一 納人之都合ニより正米を以相納メ御県ニおゐて御払下ケ相成候得ハ、相場見込ニ適し候分ハ平均直段を以御買請可仕、代金ハ第貳条之通納方取計可申事

第四條

一 御貢米引受候ニ付而ハ、運輸之儀多分之石数自力ニ而ハ自然滞港可申、随而御引受米素頼ニ戻り候様可被成奉存候間、積港迄運送ハ是迄御貢米之通、御県ニおゐて御沙汰被成下度候事

第五條

一 引受石数多分ニ付而ハ積港ニおゐて蔵場自然差支候哉も難測、其時々都合ニ寄村々郷蔵へ預ケ置、御貢米同様之御取締相願、都合之上廻漕致度候事

但郷蔵無之村々ハ示談之上便利ニ寄り預ケ置、廻漕可仕事

第六條

一 右引受米村々より受取候節、升廻之儀ハ兼而御制定之御法ニ從ヒ構立竊取取扱可申候、尤請取時節之儀ハ村々示談之上相互ニ便利ニ寄り取扱可申、俵入之儀ハ第一条之通りたるへき事

第七條

右引受米ハ勿論、他方廻漕見込ニ候得共、相場模様ニ寄其地亦ハ其近方ニ而相望候節ハ相当之直段を以売払候儀も可有之候事

第八條

一村々之都合ニ寄、其年之貢租ニ宛候米穀引当ニ致し金子借入候上ニ而石代納致度向も有之候ハ、御県ニおゐて儲成事と御見留相成候分ハ金子貸渡候様可仕、尤右ハ御県におゐて御斟酌之上御取計相成候分ニ限り可申候事

右之通要件奉申上候間、御採用之上ハ御管内へ此段為心得御達し被下度奉願上候、以上

明治七年九月

三井組名代

三野村利助

平尾賛平

右にみられる貢米取扱いの手続きは、新治県のみに限らず、三井組府県出張店一般に共通する買請石代納取扱いの標準的手続きであったとみてよいであろう。地租金納制への移行が実現するためには、貢租米の換金化を支える商人資本のこのような活動を必要としたのであった。もとより商人資本の介在のしかたは、米穀の商品化の進行の度合いによって差があるが、比較的商品化が進んでいるとみられる新治県下においても、買請石代納は三井組の強いイニシヤティブのもとで進められていることを、右の規則書は示している。しかし、右の手続きを申請した三井組は、この年の納税期にかかった一二月五日付で、「当節柄之義ニ付、願之通御許可被下置候而も取扱中万一行届等御座候而は奉恐入候間、先般奉差上候通願書御取消被成下度」と、ひとまず出願を取消した。これは、同年一月の小野組・島田組破綻の影響によるもので、三井組にも大きな混乱が及んだことを示している。この突然の中止が、納税資金の調達を必要とする農村に、どのような波紋を及ぼしたかは詳らかではないが、明治七年末から翌八年にかけての深刻な不況のなかで、大きな影響を与えたことが考えられる。そうした状況を反応して、明治八年以降の三井組の米穀取扱いは、より一層の展開をみせるのであった。

(1) 「諸向伺届書類」(三井文庫所蔵史料 本六二五)。

(2) 「大蔵省総務局史料雑纂二」(三井文庫所蔵 W二一四)。

(3) 「大蔵省総務局史料雑纂一」(同右)。

(4) 三井文庫所蔵史料 続二三四一—二。

(5) 同右 追一六二—一。

(6)(7) 三井組府県掛「府県出納為換御用願伺留」(三井文庫所蔵史料 本六五一)。

3 青森出張店の米穀取扱

明治八年における三井組の米穀取扱の事例としては、青森県と千葉県の場合をあげることができる。

明治八年九月、三井組は青森県管下において、地租上納金にあてるための米穀を五万石に限り買請けることを申請したが、これは同年に青森県為替方に任命されたことと密接に関係している。小野組は東北諸県に勢力を浸透させていたが、青森県為替方も小野組が担当するところであった。小野組の破綻後の明治八年七月、三井組は青森県参事塩谷良翰へ同県為替方任命の件を出願、同年八月七日付で許可を得た。⁽¹⁾そして青森県との間に「青森県為換方定約書」⁽²⁾が結ばれ、三井組は青森県下陸奥国津軽郡青森米町に出張店を開設した（九月一八日開業）。すなわち「此為換方ハ東京本店ヲ根拠トナシ、管下ニ出店ヲ取設ケ、各村之貢納金銀及大蔵省其他各省寮ヨリ請取ル金銀ヲ為取扱候ニ付、其事務取扱之際ニオイテハ青森県官員同様之心得ヲ以誠実ニ勤ムヘシ」とされ、預り金の抵当額は七万円と定められた。⁽³⁾

明治八年八月、三井組が青森県為替方として同県に提出した貢米買請の規則は、以下のごときものである。⁽⁴⁾

青森御県御管内ニライテ貢納金差間、米売払度望之者へハ、前以約定ヲ遂ケ、左之規則ヲ以本年買入米高五万石ヲ限り買請候事
 第 二 条

一 本年地租金上納方差間ノ向ハ前約定ヲ以米買請可申候間、青森御県下出張三井組米掛リニテ示談可致事

第 三 条

一 右買請米、村々ヨリ請取升廻しノ義ハ、御制定ノ通折立竊取ヲ以取扱可申事

第 四 条

一 買請米ハ本年之地租金上納ニ宛ツルモノニ限候事

第 五 条

一 買請米取扱ノ義ハ米売俵ニ付四斗三升入式俵半ヲ以石ト相定、代価可相渡事

但米請取之節、譬へハ売俵四斗四升入升廻しニ相成候ハ、余分ノ分ハ約定直段ヲ代金可相渡事

第五條

一右買請米代金ハ私共ヨリ本人エ御県下出店宛ノ預リ手形ヲ渡シ、其手形ヲ以出店ニヲイテ御県へ上納、手形ニ認メ替相渡可申事
但通貨ト引替候□農家ニヲイテ地租金上納ニ可宛金ト雖モ、心得違ニテ自然他ノ融通等ヲナン、夫カ為メ上納差聞候様ニテハ素
願ニ戻リ候様成行可申モ難斗、因テ通貨ト引換之義ハ相成不申候事

第六條

一右米当組ニテ買請候分、地租金納人ヨリ当組預リ手形ヲ以御県へ上納相成候得ハ甲乙帳へ記載、御預リ被仰付度、追テ租税御寮へ
上納ノ義ハ御沙汰次第相納可申事

第七條

一買請米約定書式、左之通

米売渡約定証

石高相
当印紙

一何郡米何千何百俵 但 壹俵四斗三升入貳俵半
ヲ以 壹石ノ定、尤御買米作り

何港ニテ請渡候積ヲ以米壹石ニ付何円何拾錢替

右代金之内五分ハ本斗十一月三十日限御組預リ手形ヲ以請取、残り五分之内 式分五厘ハ明治九年一月三十日限 御組預リ手形ヲ以請取
候約定也 式分五厘ハ 同年 四月三十日限

右米ハ本年十一月十五日ヨリ同三十日迄之内追々何港ニテ御渡可申約定也

右約定ヲ以米売渡候処美正也、万一期日米俵数取揃へ不申候ハ、壹石ニ付金壹円宛ノ割合ヲ以違約為償金其節御組へ相渡可申
候、若当人差聞候得ハ、加判之請人并戸長ヨリ米俵数取揃可申歟、違約料相償候トモ御組へ決テ御迷惑相掛ケ申間敷候、為後日米
売渡約定証如件

何国何郡何邸

売主 何ノ誰

東京三井組出張

米掛御中

前書明文之通相違無之、因テ証印致候也

戸長 印

証人

|||

第 八 条

一 買請米約定済之都度、石数并ニ売主名前等御県庁へ当組より御届可申上候事

第 九 条

一 買請米約定ハ青森港鰺ヶ沢港ニ相限可申事

第 拾 条

一 買請米ハ他方へ回漕致し候見込ニ候得共、相場模様ニ寄、其地又ハ其近方ニテ相望候節ハ相当ノ相場ヲ以売仏候義モ可有之事

右規則ヲ以取扱候也

年 月 日

東京三井組

出張米掛

(1) 三井組「府県伺願留」(三井文庫所蔵史料 本六五二)。

(2)(3) 三井文庫所蔵史料 統二八三一―六。

(4) 同右 統二八三一―四。

4 三井組国産方の米穀取扱

明治八年における三井組の米穀取扱いのもうひとつの事例は、千葉県の場合である。

三井組は、明治五年五月木更津県為替方を命ぜられ、同年七月出張店を開設した。¹⁾ 続いて同年八月印幡県にたいして

出張店の開設と「御県庁租税金其外出納御用一般」の取扱いを願している。⁽²⁾三井組の出張店は、はじめ木更津に置かれたが、明治六年六月印幡県と木更津県とが合併したことにともなうて千葉吾妻町一丁目二九〇番地に移転した。また明治八年五月の府県統合で新治県が廃止されて、香取・匝踰・海上三郡は千葉県に編入されたが、三井組は「是迄御為替出納相勤罷在候通、右三郡之御用も当組江被仰付度」と願した。⁽³⁾千葉県は、この出願にたいして六月八日付で「三郡地租金之義ハ詮義中ニ付、追而何分之義可相達、其他為替取扱方ハ聞届候」と指令、⁽⁴⁾続いてこの地租金取扱について「詮議の次第有之其筋何済之上、東京川崎八右衛門江右三郡地租金為替方取扱申付候」と三井組の申請をしりぞけた。⁽⁵⁾この間の事情に詳らかではないが、このことは徴税請負機能が為替方の独占ではなかったことを示している。

さて、三井組は、明治八年九月一四日千葉県令にあてて「当組国産掛之者共御管内江一時出張為致、米穀荷為替取扱申度」⁽⁶⁾ことを出願した。これは、租税上納金にあてるため、米穀を東京において販売することを希望する者にたいして荷為替貸付けを行なうもので、申請には次の一条からなる取扱見込書が添えられている。筆者がかつて紹介したものであるが、以下にその全文を再録しておこう。

千葉御県下ニおゐて米穀荷為替取扱規則見込書

第 七 条

一 本年地租金上納之頃、米穀所持之者東京江積送売払度望之者ハ、其場所便利之港付并川岸々々船積場へ運送之上、正品検査致、時之相場凡七八分通荷為替金貨渡可申事

但利足ハ元金貳千分一之割合ヲ以日歩可受取事

第 八 条

一 右荷為替金ハ、千葉御県下一時出張三井組国産方ニ而取扱候事

第 九 条

一 荷為替之貸金ハ租税ニ納ムル金ニ限り候、尤戸長調印無之分ハ取扱不申候事

第四條

一 貸付金ハ一時出張之國産方より預り証書ヲ以本人江相渡、本人ハ其証書を以千葉御県為替方三井組出張所ニおゐて納手形と引換可申候

但為替方三井組江ハ御成規之手数料可申受事

第五條

一 貸付之義ハ貸付候日より東京着十日限リヲ以売払約定之事

第六條

一 荷為替米穀船積之節、双方立会、俵數升廻し等相改、船手へ相渡、東京三井組國産方行之送状ニ而積送り、東京着之上、同店ニ而入札為致、荷主立会開札之上高価江落札之事

但荷主都合ニ寄、夫々懇意先ニ而売払候共、米穀ハ三井組國産方關係之土蔵へ積置、為替金并ニ利足諸掛リ等決算之上、金員引替荷物相渡可申事

第七條

一 米穀売捌口錢、水揚賃并ニ小揚賃、蔵敷料ハ荷主持之事
但入札即日取引或ハ幾日延期取引等之儀ハ、其節荷主之適宜ニ候得共、取引期限後ハ蔵敷其外諸懸リ等一切買人持之事

第八條

一 米穀東京着之上、相庭之高底ニ随ひ売捌方見合、蔵入ニ致度望之者ハ、三井組貸付掛ニ而右米穀荷賃として貸付取扱候間、貸付掛リ江御示談有之度事

第九條

一 荷為替之米穀、運送途中方一難破船并濡沢手、欠石等有之候共荷主損毛ニ而、為替金ハ約定日限之通り返金之密明文有之、別紙書式之通儘成請人并戸長連印之正写証書、荷為替取引之節兼而差入置可申事

第十條

一 米穀入札払之上、総代価之内より為替金并ニ利足諸掛之外、売捌手数料として金壹円ニ付壹錢五厘ヲ引去、殘金荷主江相渡候ニ付而ハ、荷主之都合ニより代理人出京之節ハ、前以金子請取方ニ関し候印鑑東京三井組國産方江御差出有之度、其印鑑ヲ目当ニ金字

相渡候間、他日間違等有之候共、國産方ニ而一切關係不致候事

第十一條

一 實際取扱之上、此箇条加除之義も可有之、尤其都度千葉御県庁へ上申、御聞濟之上更ニ増減可致事
右之通規則ヲ以取扱可申候也

東京三井組

國産方

右の取扱見込書について、とくに注目したいのは、これが従来三井組が各地で実施して来た買請石代金納の取扱いでなく、貢米を引当てとする荷為替貸付けである点である。そしてこれは、翌九年に行なわれる貢米荷為替取扱いの、いわば「原型」としての意味を持つものであったことを指摘しておこう。

さらに注目すべき点は、この米穀引当ての荷為替貸付けの業務を行なう担当者として、三井組國産方が前面に登場していることである。

三井組國産方は、諸國物産の取扱いを目的として明治七年八月設置された。ここには、従来三井家が取扱つて来た「島方」(伊豆七島産物の委託販売)や「荷物方」(新橋横浜間の鉄道荷物の取扱い)が受けつがれ、また呉服店整理の過程で東京系店、横浜売込店も吸収された。國産方は、全国的に散在する三井組の支店出張店網を通じて「荷為替其他ノ方法ヲ以テ荷主ノ望ニ從ヒ相對又ハ入札私等便宜取計」い、また「北海ノ名産東京ヲ經テ西國ニ送り、中国ノ佳品横浜ニ齎シテ外國ニ輸ス等ノ如ク、其他尋常問屋送りノ米穀又ハ注文約定ノ物品モ其地方々々荷為替を組み丁寧⁽⁹⁾に取扱ふ」ものとした。國産方がはじめに予定した取扱品目は、米、雜穀、砂糖類、和菓類、荒物類、紙蠟燭、酒酢醬油、茶、生糸絹類、木綿線綿、鉄類金物、北海道産物、干鰯、粕肥物、水油魚油、油糟、炭薪、石炭、糠類、板材木石類、麻織布差帆、椀折敷、陶器類と、きわめて多岐にわたっていた。⁽¹⁰⁾ いわば銀行の創立に専念するために呉服業部門を分離して貨幣

取扱資本への純化を志向した三井組は、この段階であらためて銀行の業務と密接な関連のもとで商品取扱部門の拡充をはかったのである。ここにおける国産方は、明治政府関係の官金取扱いを中心とする金融業務を遂行する。うえでの補助的機能を果すものであるが、そうした金融業務の発展のためには、銀行自体が商品流通の拡大をはかるための関連事業の経営をも負担しなければならなかったことを示している⁽¹⁴⁾。しかも、この時点で三井組が国産方を設けたことの積極的な意味は、たんに商品取扱部門一般の拡充ということではなく、地租金納制への移行という過渡的な局面で、貢租に充当すべき米穀の商品化の過程に介入し、そこにおいて支配的位置を確立したことにあった。そして生糸・茶その他の商品取扱いもさることながら、三井組府県出張店の為替業務を基盤とする買請石代納などに伴う米穀取扱いが、国産方の重要な業務となったのである。

したがって、このような国産方は、当然ながら明治政府の米価政策と緊密に接合し、その一端を担うものでもあった。政府による米価調節策の一環として国内各地での米穀買収や、海外輸出が行なわれるようになる、三井組国産方は、政府の委嘱をうけて、その実行者として重要な役割を果したのである。すなわち明治九年二月国産方中に米穀掛りが置かれ、ついで翌三月には国産方の別店として輸出掛りが設けられた。後者は内務・大蔵両省の輸出拡大方針のもとで「専ら本邦所産ノ物品ヲ海外諸邦へ販売スルノ一途ニ從事⁽¹⁵⁾」し、政府の輸出業務、とりわけ米穀輸出を代行するものであった⁽¹⁶⁾。これは云うまでもなく明治八年以後における政府の米穀輸出拡大方針に対応するものであり、いわばここで国産方は、貿易面における政府の政策実施機関の一分肢ともいうべき性格を備えていたのであった。明治九年二月、三井組国産方に米穀課を設けるにあたって三井の三野村利左衛門は、大蔵省にたいして五〇万円を限度として米穀売買資金の融通を与えられたことを願ひ出た。ここで三野村は「素々米穀価格之義ハ売買上より生ずる義ニ候へは、人民一般之見込ニ任せ各自売買なさしむべき儀、御政治上至当之御条理ニ候へは、今俄ニ政府ニ於て価格伸縮之事業被為行

候ては却而忽ち物議を起し、折角之御盛意も貫徹せざるのみならず、尙是より甚敷弊害を生すへきやも亦難測」と政府が介入することを批判し、次いで「当三井組之義は、營業上兼て國産方之一課を設け荷為替之事業取扱罷在候事故、右一課中に於て別に米穀課を設け現米売買之事を取扱、時価高きに過れハ売り、低きに過れハ之を止め、大凡壹石之価金五円内外ニ止り候目的を以て精誠尽力仕度」とみずからの役割を強調した。三井組國産方は云うまでもなく三井物産会社の前身のひとつであり、明治九年一月同社に吸収合併された。そして創立まもない三井物産会社が三井銀行との共同事業として取り組んだ事業が、貢米荷為替貸付けと海外輸出のための米穀買収であった。次節では、明治九年末から翌年にかけて行なわれたこれらの業務の実態を明らかにしよう。

- (1) 三井文庫所蔵史料 追五六一—一〇。
- (2) 同右 本六一—二五。
- (3)(4)(5)(6)(7) 「府県伺願留」(三井文庫所蔵史料 本六五—二)。
- (8) 拙稿「政商保護政策の成立」(「三井文庫論叢」創刊号) 一一—二一ページ。
- (9) 「三井組國産方開店ニ付キ」稟告」(三井文庫所蔵史料 追五七九—一〇)。
- (10) 三井組國産方「諸國産物取扱所張出書」(三井文庫所蔵史料 追五七九—一四)。
- (11) 岡田俊平「日本資本主義創成期における金融政策」(成城大学経済研究叢書第二冊) 一〇八ページ。
- (12) 「内務省輸出掛約定書」(三井文庫所蔵史料 追一六二—一五—二二)。
- (13) 三井組國産方における「輸出掛」設置の経過については拙稿、前掲論文一八二—二〇二ページ以下を参照のこと。
- (14) 「米穀売買資金融通ニ関スル願書」(早稲田大学所蔵 大隈文書A三三四—二四)、なお大隈文書中の「米穀課ヲ設置シ現米売買ヲ取扱ハシムベキ願書」(A三七〇—六)はこれと同一の内容である。

三 明治九年における貢米荷為替取扱

1 貢米荷為替扱いの出願

三井は、明治九年七月一日付をもって、三井銀行と三井物産会社とを新発足させた。この三井物産会社が先収会社を継承し、さらに三井組国産方をも吸収合併したものであることは、周知のとおりである。⁽¹⁾三野村利左衛門は、新会社を創立するにあたって先収会社の営業とともに益田孝を総括（社長）として迎え、経営の全般を委嘱した。新会社設立のねらいのひとつは、万一三井銀行の経営が破綻するような事態が生じた場合、「生計ノ目途ヲ此物産会社ニ由テ謀ランカ為メ」という三井家にとっての危険分散の意味があったが、同時に三井銀行の金融業務の円滑な展開を支える補助的機能をはたすものとして、商品取扱部門の拡充を意図したものであった。そして新会社の創立にあたっては、内務省勸業寮を中心とする商権拡大のための輸出振興政策を現実を支えるものとして、明治政府の政策担当者が強い関心を寄せていた。明治九年五月勸業寮の商務を分轄して勸商局が新設されたが、その直後の六月二十九日内務省勸商局長河瀬秀治を訪れた益田孝らにたいして、河瀬は次のような件について検討することを指示している。⁽³⁾

- 一 緑茶英国五輸送ニ付、茶買入、製方、運送手続取調之事
- 一 米輸出之義、当新穀より必ス依頼致度ニ付、今より手順取調之事
- 一 同断ニ付、諸国見本米、前以送り方之事
- 一 生糸輸出ニ付手順之事

米穀が、この時期に生糸や茶とならぶ重要な輸出品としての地位を獲得しつつあったことは、先に述べたとおりである。三井物産会社がまさに創立される時点で、河瀬勸商局長が明治九年産米の海外輸出方法の検討を指示していること

に注目したい。明治九年度における三井の米穀取扱いは、こうした明治政府の政策ときわめて緊密な関係のもとで進められたのであった。

さて、明治九年の三井の米穀取扱いをめぐる問題の焦点は、三井銀行・三井物産会社が共同で行なった貢米荷為替取扱い——納税資金の需要者にたいする米穀引当てによる荷為替貸付業務である。この制度ならびにそれが意味するところについては、すでに先学の研究があるが、以下ではその実施過程を中心に検討を加えよう。

三井組は、明治九年九月二五日付で大蔵省へ「荷為替願書」を提出した。出願は「三井銀行総長代理副長兼三井物産会社取締役三野村利左衛門」の名義で行なわれ、願書には簡単な「概略の見込書」が添えられている。この願書は計画の概要をつぎのように述べている。

以書面奉願上候

本年御国内之米穀豊熟仕候より、何れ之御県下ニ而も追々米価下落之趣、然るに近来金銭不融通ニ而、米穀買入之ため隔遠之地方ニ出張仕候者も数多有之間敷と被存候、買人多数無之節ハ弥米穀之時価低下し、終ニ租税上納之期ニ至り収入米売却之際相当之価格ヲ失し、難渋仕候者不尠と奉存候ニ付、三井銀行出張店御座候御県下へ、三井国産方より米穀之取扱等心得候者更ニ出張為致、租税上納ニ差支候者^五ハ其所持之米穀を抵当となし、荷為替之規則を以金子借渡又ハ売払度希之者ハ相当之代価ヲ買取候ハ、聊人民之便利とも相成可申と奉存候、就而ハ当地三井銀行ニ於而御省^六へ金 万円ニ相当之抵当品相納メ置、各所ニ於而買入米之代価ハ其御県之出納相動居候三井銀行出張店之振出し手形ヲ以払渡、売却主ハ其手形ヲ以租税之上納ニ相立、御県ニ於而ハ三井銀行出張店之為替切符ヲ以御本省^七相納相成候ハ、於当地右金額ハ三井銀行本店より上納可仕候様致度、右之通り出願仕候義ハ人民税納ニ差支、御政府ニ於而モ多分之御手数相掛り候事を省き、且人民金融之渋滞を便理ニ仕度奉存候事ニ而、当国産方ニ於而は決して買米を望義ニハ無之、都而人民之望ニ任セ荷為替之方法ヲ以取扱可仕義ニ御座候、右御聞濟被成下候上は確実之荷為替規則を相設け、其出張を為すへき御県之箇処ヲ取調、尚亦上申可仕候、依之其概略之見込書相添奉差上候間、何卒特別之思召ヲ以御聞濟被成下度奉懇願候也

明治九年九月廿五日

三井銀行総長代理副長

大蔵御省

兼三井物産会社取締役

三野村利左衛門⁽⁶⁾

大蔵省は、三井組のこの出願にたいして一〇月一四日付で「願之趣聞届候条、荷為替規則并物産会社出張之箇所等委曲取調、更ニ可伺出候事」と指令した。⁽⁶⁾このように貢米荷為替の取扱いは、三井が出願し、これに大蔵省が許可を与えることで開始されている。しかしこうした着手の手順は、この時期の多くの事例が示しているように、まず政策担当者のもとで立案され、それが実際に施行される段階にいたってはじめて実施者からの出願許可申請の手続きを踏むことが多く、この場合もおそらくは例外ではあるまい。貢米荷為替取扱制度の立案が誰によってなされ、また大蔵省内部あるいは大蔵省と三井(三野村利左衛門)との間で、どのような折衝があったかを明らかにする資料は今のところ見出せないが、地租金徴収の円滑化を第一の目的とする本件の場合、立案の主体が政府の側にあったことは想像に難くない。

この貢米荷為替取扱いの原型が、前年千葉県下において試みられていたことは先に指摘したとおりである。しかし、明治九年度にこの制度を企画、出願したのは三井だけではなかった。三井の出願に先立って、第一国立銀行は、明治九年七月二九日付で宮城・岩手両県での貢米荷為替の取扱いを申請していた。

第一国立銀行は、得能紙幣頭宛の願書⁽⁷⁾において、まず「当銀行營業之義ハ、爾來御保護之高蔭ニヨリテ聊確實進捗之姿ニ相成候得共、近來諸商業不景氣ヨリ融通之道頗ル壅塞仕、東京府下ノミニテハ為替貸付等モ充分ニ至リ兼候ニ付、種々苦慮仕候得共差向良案モ無之」と營業の不振を訴え、ついで「此度当銀行より宮城・岩手両県下ノ間ニ出張仕、米穀荷為替取扱度企堅居在候」につき、その許可とさらに紙幣寮から右両県にたいして可否の照会方を願ひ出た。第一国立銀行の計画は、以下のごときものであった。⁽⁸⁾

此方法ハ右荷為替金ヲ当銀行振出手形ヲ以テ相渡シ、或ハ租税上納之際人民之税金ニ差支候分ハ区戸長ノ保証ヲ取り、右米抵当トシ

テ石巻港ニ蔵入セシメ、之ニ相当スル金額ヲ手形ニテ貸渡シ、而シテ諸商估之望ニ応シ荷為替ヲ以テ之ヲ東京ニ輸送シ、且又御県へ相願、人民之便宜ニ任セ此手形ヲ以テ公納ニ相用、御県ノ御都合ニヨリ、当地御送り金之節、右手形ニテ直ニ御送ニ相成、当銀行ニ於テ現金引換上納候様仕、加之彼地散在之分ハ宮城県下へ手形引換所取設ケ、聊カ人民ノ迷惑ニ不相成様仕候ハ、官民御便利ハ勿論、一般融通之補助ニモ相成、当銀行之業体も拡充仕候

石巻は、云うまでもなく東北地方における商品流通の第一の拠点であった。そこに集散する米は三〇万石といわれ、「盛岡・花巻・黒沢尻ニ聚ツテ北上川ニ沿下シ、石巻ニ出」る陸中産米がおよそ十万石、また「陸前ニ係ルモノ凡ソ二十万石、則チ栗原、志田、遠田、桃生、牡鹿、加美（加美産ノ過半ハ野蒜へ出ツ）ノ各郡ヨリ北上川ヲ下シ、石巻へ出ルモノナリ」とされている。⁽⁹⁾第一国立銀行は、この石巻を拠点として貢米荷為替取扱いを開始し、あわせて東北地方への勢力浸透を企図したのであった。

第一国立銀行の出願にたいして、紙幣寮は同年八月四日付で「願之趣聞置候事、但シ岩手・宮城之両県へハ当寮ヨリ照会致シ候筋無之候事」との指令を下している。⁽¹⁰⁾したがって、三井側が貢米荷為替取扱いを申請した時点で、すでに第一国立銀行が、岩手・宮城両県下に限定してではあるが、同様の貢米荷為替取扱いに先鞭をつけていたのであり、このことを三井側が承知していなかったことは考えられない。このあと第一国立銀行からは十一月一日付で、取扱い手続の詳細を記した「米穀荷為替取扱方法」、「宮城出張交換所事務取扱規則」、「振出手形取扱規則」の諸規則案を添えた伺書が大蔵省に提出されている。⁽¹¹⁾それは三井側の「荷為換扱規則」の出願（十一月四日付提出）と歩調を合わせた動きだったのである。十一月一日付第一国立銀行の伺書は以下のごときものである。

当銀行ヨリ宮城・岩手両御県下へ出張、米穀荷為替取扱方之義、本年七月廿九日別紙之通紙幣寮へ伺出、八月四日願之通御指令被成下候ニ付テハ、此取扱方法之通荷為替貸金ハ当銀行振出手形ヲ以相渡シ、別段手形引替処相設ケ、人民之都合ニ從ヒ通貨ト引替可申、就テハ租税其他人民ヨリ御県へ上納金等ニ右手形ヲ以テ上納仕候ハ、何卒無差支御收入被下、追テ御県之御都合ニヨリ本省へ御

回金等之節ハ、右手形ヲ御回送被成下候ハ、当銀行ニ於テ手形引替ニ通貨上納可仕候、就テ右抵当トシテ手形振出高相当之各公債証書又ハ確實ナル貸付証文之類ヲ以御本省へ上納可仕候間、何卒御稟ニ於テ御収入被成下候義御聞届之程奉願上候

第一国立銀行は、石巻に荷為替取扱所を設け米穀を抵当とする荷為替貸付けを行なうが、抵当品は米穀を主とするといえども、地方商人の希望により大豆または銅銭の類も確實な品物は便宜により引受けることもある。荷為替資金取扱いの総額は、あらかじめ二〇万円を限度と定められた。もともとこの限度額は流通する振出手形の流通高を意味し、上納済、交換済の分はさらに新手工形の振出も可能とされた。この振出手形は、当年の貢納のみに通用するものとし、県庁に収納した手形は通貨と見なして直ちに大蔵省に上納される。

振出手形は十円、二五円、五〇円、百円、三百円、五百円、千円の七種とし、頭取支配人の記名調印とともにあらかじめ東京本店にて印刷し、振出時に取扱所主任がさらに記名調印する⁽¹³⁾。また荷為替取扱所において発行した振出手形を通貨と交換するために宮城出張交換所を設けるが、「交換資金ハ兼テ東京本店ヨリ逋送シ置クト云トモ、漸次交換シテ資金減セントキハ、前以テ宮城県下出納寮出張所へ相願、同処ノ御都合ヲ以テ便宜為換取組、現金受取り、此交換資金ニ充ツヘシ⁽¹⁴⁾」と、出納寮出張所の金融的支援を考慮に入れていることが注目されよう。第一国立銀行のこうした申請にたいして大蔵省は、一月一六日付でつぎのように五か条の指令を与えた。そして、翌日第一国立銀行からこれにたいする請書が提出されて、同行の荷為替取扱いは実施段階に入った。

願之趣、本年之貢租上納向ニ限り候儀ニ候ハ、聞届候条、左之通相心得、請書可差出候、尤荷為替取扱所、手形交換所設置并其他ノ儀ハ更ニ紙幣寮江可同出候事

第一条

米穀荷為替手形之儀ハ宮城・岩手両県下本年之貢納ニ限り差許候条、右手形面金員之下江^(此ノ手形ハ貢納の外)之五拾七字ヲ入可申事

第二条

附門〇〇

管方を勤めてい
相設取扱」との
た⁽¹⁵⁾。この地域
九千葉県、(二)三
同じく長崎出納
員請石代納を取
立直前の先収会
三井銀行・三
を不可欠の要件
井銀行と三井物
米穀は租税上納
荷主はその手
員をもって大蔵

前条之通

テハ其節

第 第

右振出手

申事

第 第

手形振出

宮城・岩

替、上納

明治

さて、三井

合規則」を添

以

一 去月中旬

一 於当地佃

当之増耗

一 各御県下

り確実ニ

右之通

度、偏ニ

明治

また農民のうちで、その場で売却を希望する者にたいしては、その価格相当に買取する場合もある。この場合も三井銀行宛の三井物産会社の手形によって支払い、租税貢納額を上まわる差額分を正金にて受取ることを望むものへは、区戸長へ問合させた上で行なう。そしてこのような荷為替貸付や買収の業務は、個々の農民を直接の対象とするのではなく、村落行政組織である区戸長との契約を原則としたのであった。⁽¹⁷⁾ このような三井銀行・三井物産会社の出願にたいして、大蔵省は一月九日付をもって「願之趣聞届、三重県外七県へ別紙之通り相達候条、此旨可相心得候」との許可の指令を与えた。この別紙にあたる関係各県への通達は、つぎのごときものであった。⁽¹⁸⁾

三井銀行并三井物産会社ヨリ別紙之通願出候ニ付、朱書之通及指令、猶荷為替規則モ一応取調候処、差向不都合モ不相見候ニ付聞届候条、此旨相心得、實際不都合無之様可取計候、尤三井銀行ヨリ当省立預り置候抵当品増減之都合モ有之候条、該銀行切符ヲ以テ租税立納入之金額ハ毎三週間ツ、取束、当省へ可届出、此旨相達候事

明治九年十一月九日

大蔵卿 大隈重信

- (1) 三井物産会社設立の経緯については、拙稿「政商保護政策の成立」(『三井文庫論叢』創刊号)を参照のこと。
- (2) 「三井物産会社創立ニ付同族ト物産会社々主トノ約定書」(『三井文庫所蔵史料 物産』二一八、『三井事業史』資料篇三『九〇ページ』)。
- (3) 三井物産会社「日記」(『三井文庫所蔵史料 物産一』)。
- (4) 『三井銀行八十年史』、加藤俊彦「地租金納化と米穀の商品化についての覚書」(『地租改正の研究』下巻)、岡田俊平「日本資本主義創成期における金融政策」(成城大学経済研究叢書第二冊)、加藤幸三郎「政商資本の形成」(『日本経済史大系』5 近代上)などがある。しかし、この三井の行なった貢米荷為替についての最も詳細な研究に、三井銀行八十年史編纂室「続三井銀行史話」(一)、(二)の「貢米荷為替始末」(1)、(2)、『三井銀行調査月報』二七七号 一九五八年八月、二八四号 一九五九年三月)がある。この論文は中井信彦氏の執筆と伝えられるが、掲載誌の性格から歴史研究者の目にふれる機会が乏しいと思われる。以下の本稿での分析は、本論文に負うところが大きかったことを記しておく。

回金等之節ハ、右手形ヲ御回送被成下候ハ、当銀行ニ於テ手形引替ニ通貨上納可仕候、就テ右抵当トシテ手形振出高相当之各公債証書又ハ確實ナル貸付証文之類ヲ以御本省へ上納可仕候間、何卒御県ニ於テ御収入被成下候義御聞届之程奉願上候

第一国立銀行は、石巻に荷為替取扱所を設け米穀を抵当とする荷為替貸付けを行なうが、抵当品は米穀を主とするといえども、地方商人の希望により大豆または銅銭の類も確實な品物は便宜により引受けることもある。⁽¹²⁾ 荷為替貸金取扱いの総額は、あらかじめ二〇万円を限度と定められた。もっともこの限度額は流通する振出手形の流通高を意味し、上納済、交換済の分はさらに新手持の振出も可能とされた。この振出手形は、当年の貢納のみに通用するものとし、県庁に収納した手形は通貨と見なして直ちに大蔵省に上納される。

振出手形は十円、二五円、五〇円、百円、三百円、五百円、千円の七種とし、頭取支配人の記名調印とともにあらかじめ東京本店にて印刷し、振出時に取扱所主任がさらに記名調印する。⁽¹³⁾ また荷為替取扱所において発行した振出手形を通貨と交換するために宮城出張交換所を設けるが、「交換資金ハ兼テ東京本店ヨリ通送シ置クト云トモ、漸次交換シテ資金減セシトキハ、前以テ宮城県下出納寮出張所へ相願、同処ノ御都合ヲ以テ便宜為換取組、現金受取り、此交換資金ニ充ツヘシ」と、出納寮出張所の金融的支援を考慮に入れていることが注目されよう。第一国立銀行のこうした申請にたいして大蔵省は、一月一六日付でつぎのように五か条の指令を与えた。そして、翌日第一国立銀行からこれにたいする請書が提出されて、同行の荷為替取扱いは実施段階に入った。

願之趣、本年之貢租上納向ニ限り候儀ニ候ハ、聞届候条、左之通相心得、請書可差出候、尤荷為替取扱所、手形交換所設置并其他ノ儀ハ更ニ紙幣寮立可同出候事

第一条

米穀荷為替手形之儀ハ宮城・岩手両県下本年之貢納ニ限り差許候条、右手形面金員之下江（此ノ手形ハ貢納の外ニ通用を為すべからず）之五拾七字ヲ入可申事

第二条

前条之通ニ付、振出手形取扱規則第二条之金員種類ハ予メ難相定筈ニ候条、印刷之節前以頭取等之記名調印候儀ハ格別、金員ニ至テハ其節ノ実額錢厘ヲモ記入シ、主任之者捺印ヲ以發行候儀ト可心得事

第三 条

右振出手形發行高極度式拾万円を許可スルニ付テハ、右ニ対スル公債証書又ハ確實ナル貸金証文之類ヲ抵当トシテ当省江差出置可申事

第 四 条

手形振出高ト抵当トノ比較ヲ徵スルタメ、毎三週間ノ振出高ヲ後ノ一週間ニ其本店ヨリ可届出事

第 五 条

宮城・岩手両県ヨリ右手形ヲ以貢納ニ相立候儀差許候条、該振出手形当省江到達之節ハ、主務ノ各寮ヨリ下令次第、速ニ通貨ト引替、上納可致事

明治九年十一月十六日

大蔵卿 大隈重信

さて、三井側は、一月四日付で詳細な「荷為換取扱規則」ならびに三井銀行・三井物産会社間の「貢米荷為換取扱申合規則」を添えて、次の願書を大蔵省へ提出した。⁽¹⁵⁾

以書面奉願上候

一 去月中御許容被成下置候米穀荷為換之義、別冊規則ヲ以取扱候ニ付左ニ奉願候

一 於当地御省へ三井銀行より相納候抵当品ハ差向公債証書実価五万円ヲ納メ置、各地實際ノ取扱金額此高ニ超過仕候ハ、其時々相当之増抵当ヲ三井銀行より直ニ御省へ相納候事

一 各御県下ノ内福岡、長崎、白川、秋田之御県々ハ、当銀行ニ而御為替方相勤不申、出張店無之場処も御座候へとも、別冊規則之通リ確實ニ取扱、聊不都合無之様注意仕候ニ付、御許容被成降、御県庁へ御達可被下様奉願上候

右之通御許可被成降度、則取扱規則并三井物産会社振出し切符、三井銀行為替切符等相添此段奉願上候、何卒至急御指令被成下度、偏ニ奉願上候也

明治九年十一月四日

三井銀行総長代理副長

大蔵御省

兼三井物産会社取締役

三野村利左衛門(印)

三井が提出した「荷為換扱規則」によれば、出張の箇所は、三井銀行がすでに出張店を設けて県の為替方を勤めてい
る三重、愛知、宮城、青森の四県と、県為替方は勤めていないが「最寄出張店モ有之、且ハ更ニ出張所相設取扱」との
秋田、福岡、長崎、熊本の四県であった。しかし間もなく岩手、千葉二県が追加され、都合一〇県となつた。⁽¹⁶⁾この地域
分布から次のような特徴を読みとることが出来る。すなわち(一)前年度にも貢米荷為替取扱いを申請した千葉県、(二)三
井組時代から出張店の活動が展開していた三重・愛知、(三)仙台出納寮出張所を中心とする東北諸県、(四)同じく長崎出納
寮出張所を拠点とする長崎・福岡・熊本の九州諸県である。三井組が宮城、三重、愛知、青森の各県で買請石代納を取
扱い、また米穀買収に従事していたことはすでに見たとおりであり、秋田県においても三井物産会社創立直前の先収会
社時代に益田孝らが米穀買収に進出する準備を進めていたことが知られている。いわばこれらの諸県は、三井銀行・三
井物産会社の勢力分布を示すとともに、貢米荷為替取扱いの計画が、仙台・長崎両出納寮出張所の存在を不可欠の要件
としていたことを物語るものといえよう。

三井銀行・三井物産会社が共同で申請した貢米荷為替取扱いとは、つぎのようなものである。まず三井銀行と三井物
産会社は、先に記した各県下に出張員を派出して米穀を抵当として荷為替貸付けを行なう。抵当とする米穀は租税上納
に充てるもの限り、三井物産はそれを消費地へ回送して販売する。荷為替金は三井物産会社が振出し、荷主はその手
形をもって租税貢納にあて、三井銀行出張店を通じて回送された手形は三井銀行本店において決済、通貨をもって大蔵
省に上納する。

また農民のうちで、その場で売却を希望する者にたいしては、その価格相当に買収する場合もある。この場合も三井銀行宛の三井物産会社の手形によって支払い、租税貢納額を上まわる差額分を正金にて受取ることを望むものへは、区戸長へ問合させた上で行なう。そしてこのような荷為替貸付や買収の業務は、個々の農民を直接の対象とするのではなく、村落行政組織である区戸長との契約を原則としたのであった。⁽¹⁷⁾このような三井銀行・三井物産会社の出願にたいして、大蔵省は一月九日付をもって「願之趣聞届、三重県外七県へ別紙之通り相達候条、此旨可相心得候」との許可の指令を与えた。この別紙にあたる関係各県への通達は、つぎのごときものであった。⁽¹⁸⁾

三井銀行并三井物産会社ヨリ別紙之通願出候ニ付、朱書之通及指令、猶荷為替規則モ一応取調候処、差向不都合モ不相見候ニ付聞届候条、此旨相心得、實際不都合無之様可取計候、尤三井銀行ヨリ当省ニ預り置候抵当品増減之都合モ有之候条、該銀行切符ヲ以テ租税立納入之金額ハ毎三週間ツ、取束、当省へ可届出、此旨相達候事

明治九年十一月九日

大蔵卿 大隈重信

- (1) 三井物産会社設立の経緯については、拙稿「政商保護政策の成立」(『三井文庫論叢』創刊号)を参照のこと。
- (2) 「三井物産会社創立ニ付同族ト物産会社々主トノ約定書」(『三井文庫所蔵史料 物産』二一八、『三井事業史 資料篇三』九〇ページ)。
- (3) 三井物産会社「日記」(『三井文庫所蔵史料 物産』)。
- (4) 『三井銀行八十年史』、加藤俊彦「地租金納化と米穀の商品化についての覚書」(『地租改正の研究』下巻)、岡田俊平「日本資本主義創成期における金融政策」(『成城大学経済研究叢書第二冊』)、加藤幸三郎「政商資本の形成」(『日本経済史大系』5 近代上)などがある。しかし、この三井の行なった貢米荷為替についての最も詳細な研究に、三井銀行八十年史編纂室「続三井銀行史話」(一)、(三)の「貢米荷為替始末」(1)、(2)、『三井銀行調査月報』二七七号 一九五八年八月、二八四号 一九五九年三月)がある。この論文は中井信彦氏の執筆と伝えられるが、掲載誌の性格から歴史研究者の目にふれる機会が乏しいと思われる。以下の本稿での分析は、本論文に負うところが大きかったことを記しておく。

- (5)(6) 三井銀行「貢米荷為換同願御指令刺」(三井文庫所藏史料 本六五六―二)。
- (7)(8)(10) 「米穀荷為替取扱に関する第一国立銀行願書」(明治九年「官省往復」 宮城県立図書館所藏)。
- (9) 「米穀経理記事」(本庄栄治郎編「明治米価調節史料」 六五ページ)。
- (11) 宮城県 明治九年「官省往復」(宮城県立図書館所藏) 所収。
- (12) 「米穀荷為替取扱方法」(同右)。
- (13) 「振出手形取扱規則」(同右)。
- (14) 「宮城出張交換所事務取扱規則」(同右)。
- (15)(16)(18) 前掲「貢米荷為換同願御指令刺」(三井文庫所藏史料 本六五六―二)。
- (17) 「荷為換取扱規則」(前掲「貢米荷為換同願御指令刺」所収)。

2 貢米荷為替取扱いの実施過程

これまで見てきたような、貢米荷為替取扱いの申請から許可にいたる経過は、この新たな業務が第一国立銀行や三井銀行・三井物産会社の側からの一方的な企画・申請ではなく、大蔵省側との十分な協議をふまえたものであったことを示している。云うまでもなく大蔵省側は、地租金納制への移行の前提をなす貢米の換金化の円滑をはかる条件の整備を、三井などの活動に期待した。ことに明治九年三月には「我国ニ於テ稍々完備セル会計法規ノ嚆矢ト云フ^①」き大蔵省出納条例の制定によって、同年四月をもって国庫出納上米穀は廃止された。そして前年につづいて明治九年度も豊作が予測され、低落する米価への対策とともに農民の租税納入の円滑化をはかることにせまられたのであった。そしてまた、農民と政府との間に介在した三井などの前期的特権商人にしてみれば、それが過渡期のことであることによって、より大きな利益を博し得る機会となったのであった。

それでは、三井の貢米荷為替取扱いは、どのようにして実施されたのであろうか。

一月九日付で大蔵省の許可の指令を受けた三井では、直ちに実施の準備を開始した。一月二〇日三野村利左衛門は東京深川の私宅に三井銀行の關係者を集めて出張先の分担を定めた。当時三井銀行本店副支配役兼官金掛取締役であつた麻田佐右衛門の「日記」には次のように記されている。

○同日(十一月廿日)五時頃、深川大三の宅(三野村利左衛門のこと)筆者往へ行、此時九州辺へ米買入として派出之義ヲ被申付ル、菊永(啓助)随行之事ヲ相談ス、○奥州辺平尾(贊平、本店支配役兼府県掛取締役)○秋田藤田(富之輔、本店副支配役用度課専務)、愛知辺松島(吉十郎、精算掛兼検査掛取締役)也、○帰りニ菊永宅へ立寄、右之趣ヲ内話ス、同人大半ニ悦

○同夜平尾宅へ行、明日夕方四人打合可申旨ヲ談話ス

右の資料において、麻田が「貢米荷為換」ではなく、「米買入」として記録していることに注目しておきたい。三井銀行は翌二一日監督役として派出する平尾、藤田、松島、麻田の四名にたいして、辞令と委任状とを交付した。以下に掲げるのは、平尾贊平にたいするものである。

平尾 贊 平

今般三井物産会社ト申合、宮城・秋田・青森之県下ニ於テ貢米荷為換并買入米等取扱之義ニ付監督役トシテ該地へ派出申渡候事
但其取扱規則ハ別冊ノ通可相心得、尤藤田富之輔ト時々申合、不都合無之様可致事

明治九年十一月廿一日

大元 締 ○

委 任 状

当銀行ノ名義ヲ以平尾贊平ヲ部理代人ト定メ、左ノ権限ノ事ヲ委任致候事

一 今般物産会社ト申合、宮城・秋田・青森ノ県下ニ於テ貢米ノ荷為換ヲ為スニ付、其規則ニ基キ一切取扱ノ監督ヲ為スヘキ事

一 宮城・青森・両出張店一切ノ事業ヲ検査スル事

右代理ノ委任状如件

明治九年十一月廿一日

三井銀行

総長三井八郎右衛門代理

副

三野邸利左衛門（印）

一方、荷為替契約や米穀の輸送、販売の実務面を担当する三井物産会社の動きを同社の「日記」⁽⁵⁾によってみよう。明治九年一月一日の項にはつぎのように記されている。

一 鈴木董（北条興七等出仕——筆者注）ヲ傭入、約定取結候事

一 拜司永造、（新）荒井正兵衛来社、国産方合併ノ事ヲ談ス

一 此度国産方之事業ヲ当社へ譲受候ニ付、第一ニ同処ニ付属スル人員ハ悉ク当社ニ引受候事

第二ニ同処より夫々へ貸付アル金ハ当社ニ而取立、取立タル金額ハ三井組へ引渡ス事、其他件々約条三井組大元方ト取結フ

一 此度大蔵省より之許可ヲ得而三井銀行より諸県ニ出張し、貢米荷為替ヲ取組ムニ付、其取扱ヲ当社ニ引受ケ取扱ニ付、三井銀行ト結約ス、委細条約ニアリ

一 夫ニ付当社より出張スル人員ハ秋田江鈴木董、宮城江荒井、九州ハ木村（正幹）受持、勢州ハ銀行之人員ヲ借受ル事

一 本日深川三野村ノ宅ニ於テ益田江拜司等引合せ、今井（友五郎）（国産方懸）立合、夫々相談シ、直チニ合併ノ手続キニ取懸ル

すなわち、ここには三井組国産方の三井物産会社への合併が、この貢米荷為替取扱いの開始ときわめて密接な関係にあったことが示されている。こうして三井物産会社と三井銀行の担当者は相次いで出発し、実際の取扱いに着手したのであった。

しかし、詳細な取扱規則を定めて着手された貢米荷為替の制度は、ほとんど利用されることがなかったという。明治九年度の租税上納の処理がほぼ終った明治一〇年三月、三井銀行と三井物産会社は、大蔵省にあてて「各御県下とも買入米は相応に示談之者も御座候へとも、荷為換依頼之者ハ頓と無御座、然ニ其後米価も騰貴仕候故、弥為荷換ヲ倚頼仕候者も無之ト存候ニ付、右荷為換取扱之為メ各地ニ出張申付候手代も昨今ニ至リ而ハ悉ク引揚帰京為致候義ニ御座候」

と述べている。

たとえば平尾贊平らが出張した宮城県の場合、事情はつぎのようであった。東北地方方面の監督役平尾贊平と藤田富之輔は、十一月二十九日東京を出立して仙台に向かったが、十二月七日付で宮城県へつぎの願書を提出している。

以書面奉願上候

御県御管内ニおゐて米穀荷為替取扱之義ニ付、本年九月中本店ヨリ大蔵御省江奉願候所、御聞届之上当御県立も御達相成候趣ニ付、今般右事業取扱として私共御県下三井銀行出張店江罷越候間、此段御届奉申上候、然ル所、其後第一国立銀行ニ而も同様之出願致し、御聞済相成候趣承知仕候ニ付而ハ追々同社立も遂示談候積ニハ御座候得共、差向左之廉々御聞済被成下度奉願上候

一 貢納金ニ差支候者へは米穀ヲ抵当とし荷為換取扱之義ハ、第一国立銀行ニおゐても取扱候趣ニ付、当社ニ而ハ右荷為替之廉ハ当分見合セ居、米穀ヲ売払度望之者江ハ兼テ大蔵御省江奉願上候荷為替規則ニ照準して価格相当ト見認メ候上ハ本店へ通知之上買請候見込ニ御座候

一 右買入ニ付、人民相對之取引ニ而ハ手数數而巳相掛り、其上万一苦情等相生し候而ハ相互ニ迷惑ハ勿論、私共義ハ隔遠之地方ニ出張甚難涉不少、且御県江対し御手数數奉掛候様之義有之候而ハ何共奉恐入候間、總テ区戸長之内江引合、買請候様仕度奉存候

一 区戸長江引合候ニ付而ハ他日区戸長ト人民之間ニ苦情等ヲ生し、夫ケ為メ当社江波及候様ニ而ハ是又難涉ニ付、人民ヨリ区戸長へ対し委任状為差出候様仕度候

一 区戸長江引合買請候上、代価ハ兼而願済之切符ヲ以テ払出候、尤約定之米穀不揃ニ而ハ切符相渡不申候

一 買入米ハ船積弁利之港ニ而受取候見込ニハ候得共、多數取扱候上ハ自然地元ニ而請取候約束も有之哉ニ付、其節ハ可成丈川上弁利之其区倉庫ニ積置、区戸長及当社ニ而立会之上封印取締候様仕度候

但右積蓄之倉庫ハ官倉ヲ借用候義ニ候得ハ、別段願之上許可ヲ以相請候事

一 各区戸長ハ引合買請候石數并直段約定之手続等ハ双方ヨリ御県江御聞届奉申上度候

一 買入米川下ケハ区戸長江引合候節之手続ニ有之候得共、其都合ニ寄当社請持ニ而約束仕候義も可有之、其節ハ成丈手限ニ而川下ケ雇船仕候心得ニハ御座候得共、御管内不案内之義ニ付、自然雇船差支候節ハ御県ヨリ其筋之者江御達被成下度奉願上候、尤入費ハ当社ヨリ上納可仕候

一各区戸長江引合ニ付、当社出張之者而已ニ而手廻り兼候節ハ御管内石巻戸塚貞輔江兼而依頼致置候間、同人ヨリ夫々江引合候義も御座候間、此段奉願置候

右廉々願之通御聞濟被成下置、各区戸長江引合至急御告諭被成下度奉願上候、以上

明治九年十二月七日

三井銀行監督役

井三井物産会社代

平尾 賛 平 ○(印)

同 同

藤田富之輔 ○(印)

宮城県権令宮城時亮殿

宮城県下へ出張した三井は、石巻の商人戸塚貞輔を通じてこの業務を遂行しようとしていた。戸塚が、かつて三越喜左衛門（東京糸店の三陸地方における支配人的立場にあり宮城県下の買請石代納に従事していたことは、先に述べたとおりである。その後、明治七年の暮にいたり、「氏頗る感ずる所あり、断然三井組を辞し、爾後一年間世事を抛ち、身を閑散に処し私かに機会のを待……」⁽⁸⁾というが、東京糸店が三井組国産方に吸収されるなど三越の整理の過程で、戸塚は三越から分かれて独立したものと考えられる。そして明治九年の頃には、石巻有数の米穀商人として確固たる地位を築いていた。明治九年五月には第一国立銀行との間に宮城・岩手両県下における米穀抵当の荷為替取扱いの約定を結び、さらに明治一〇年一月には宮城県が大蔵省から命じられた輸出用米三万石の買収をも請負うほどであった⁽⁹⁾。いわば戸塚貞輔は、三井の支配を脱却して、石巻を拠点とする米穀市場を左右するほどの勢力に成長していたのであった。したがって三井は、すでに第一国立銀行が貢米荷為替取扱いの許可を得て実施していることを理由に、三井側としては荷為替取扱いを中止して米穀買請のみに従事することにし、そしてその買請業務を遂行する上で宮城県が多くの便

宜を与えることを願ひ出たのであった。宮城県は即日これを容れ、管下区戸長にあてて「今般三井物産会社ニ於テ為荷替取扱之儀大蔵省ヨリ許可之上差向キ当管内ニテ貢納金ニ差支候者等ヨリ別紙之手続ヲ以米穀買入度旨願出候ニ付聞届候条、同社ヨリ引合有之候ハ、諸事遂協議不都合無之様可取計」と通達した。¹⁰しかし、第一国立銀行が、三井銀行に先立って宮城・岩手両県の貢米荷為替取扱いを企画・申請していたことは、三井と第一国立銀行との緊密な関係からみて、当然三井側が知悉していた筈である。また第一国立銀行と戸塚との関係も現地に出張するまでもなく前もって充分に承知していたものと考えられる。むしろこのことからみれば、貢米荷為替取扱いの制度が、貢租米換金化の方法を開拓しようとする大蔵省側のイニシヤティブで進められたのにたいして、もともと三井側は、手続きが繁雑な貢米荷為替ではなく、米穀買請としてこの業務を進めようとしていたことを推測できるのである。そしてまた、貢米荷為替の手続きの繁雑さは、むしろ農民の側にとってこの制度を忌避する原因であったと思われる。船積みまでの手数や、海上輸送途上での危険、あるいは価格変動等の危険負担を考慮すれば、価格面で多少の差があつたとしても、現金をもって買却することの方が有利と考えられたであろう。そしてこの傾向を一層助長したのが、貢米荷為替取扱いの開始と同時に着手された、大規模な政府による米穀買収であつた。

明治八年以来の豊作によって米価は低落を続けていたが、明治九年の後半にいたつてますます下落した。三重・和歌山・茨城など各地農民の暴動や反政府土族の反乱の不穏な情勢のなかで政府は米価対策に迫られ、同年一二月兵庫、愛知、岐阜、宮城、青森、岡山、和歌山、福岡、大分、秋田、愛媛、新潟、茨城、栃木、千葉、熊本および長崎の一七県に海外輸出にあてるための米穀の買収を命じた。この買入米は県ごとに予定石数と予定価格を示し、予定買入石数は総額三九万石に達した。一方これと平行して大蔵省出納寮においても、東京その他の各地で買収を計画し、おおよそ東京一〇万石、大阪一〇万石、四日市二万石、若津二万石、肥後地方二万石を時価をもって買収することにし、これを三井

政商資本の蓄積構造（岩崎）

第1表 政府による米穀買収額

買 収 地	買 収 石 数	平 均 価 格	取 扱 者
東 京	78,289 ^石	4.843 ^円	三井物産会社
“	79,982	4.969	田中平八
大 阪	49,745	4.786	出納局出張所
“	42,152	4.957	三井物産会社
兵 庫	4,866	4.620	“
四 日 市	12,485	4.600	“
馬 関	16,984	4.549	“
若 津	17,141	4.300	“
肥 後 八 代	458	4.458	“
小 計	302,102		
兵 庫 県	30,056	4.359	
愛 知 県	20,580	4.075	*
宮 城 県	30,000	4.410	*
福 岡 県	20,000	3.898	*
大 分 県	7,906	4.020	
秋 田 県	17,421	2.911	*
愛 媛 県	1,532	3.908	
千 葉 県	517	4.461	*
三 重 県	30,331	4.000	*
熊 本 県	18,949	3.674	*
長 崎 県	16,000	4.030	*
静 岡 県	49,108	4.956	
小 計	242,400		
合 計	544,502		

出所)「明治年間米価調節沿革史」(『明治前期財政経済史料集成』第11巻)634~5ページ。

注) *印の県は三井が買米荷替替取扱いを申請していた県である。

第2表 三井物産会社の米穀取扱高（明治10年）

取扱場所	入		却			
	石数	金額	大蔵省	陸軍	輸出	地売其他
東京	151,839 ^石	721,813 ^円	97,920 ^石			31,826 ^石
四日市	51,203	243,317	45,721			
大阪	265,915	1,325,026	225,529	10,319	11,199	13,990
馬関	69,342	311,665	64,022	653		5,021
若津	31,793	125,601	24,535			6,717
八代	9,102	36,158	466	5,940		824
計	579,194	2,763,580	458,193	16,912	12,070	57,578

出所) 三井文庫所蔵, 三井物産会社資料による。

物産会社および田中平八に取扱わしめたのである。買収がはじまると次第に米価が昂騰し、岐阜、青森、岡山、和歌山、新潟、茨城、栃木の七県は「一粒ノ買収ヲモ実行スルコト能ハズシテ止ミ、愛媛及千葉ノ二県モ亦極メテ小額ヲ買収シ得タルニ過ギザリキ」という⁽¹²⁾。この買収実績は第一表に示すとおりであるが、注意すべきは、出納寮買収米取扱いの他、各県が命じられた買収米も、その大半が三井物産会社あるいは三井銀行の手によって行なわれた事実である。これらの地域の多くは、三井が貢米荷為替取扱いを申請した地域と重複しているが、このことは表面上貢米荷為替取扱いとして行なわれた三井の米穀取扱いの実態が、海外輸出入の買収にあったことを意味しているのである⁽¹³⁾。これらの買収米を主たる内容とする明治一〇年の三井物産の米穀取扱高は、第二表にみるように総額五七万九一九四石に達し、そのほとんどが大蔵省（海外輸出入米）、陸軍（西南戦争の際の糧米）など政府への売却にあてられたのであった。ここに国家財政に癒着した政商の典型的な姿を認めることが出来よう。

(1) 「明治年間米価調節沿革史」(「明治前期財政経済史料集成」第一一巻) 六一九ページ。

(2) 明治九年「三井銀行本分出張店人員並役名調」(「三井文庫所蔵史料

銀行二一）。

- (3) 麻田佐右衛門「日記 七」（三井文庫所蔵史料 追一〇三八）。
- (4) 三井文庫所蔵史料 本一一九。
- (5) 三井物産会社「日記」（三井文庫所蔵史料 物産一）。
- (6) 「貢米荷為換伺願御指令刺」（三井文庫所蔵史料 本六五六）。
- (7) 「買入米并荷為替之儀ニ付願書」（三井文庫所蔵史料 本一一九二—一〇〇）。
- (8) 石巻市編「功績録」一一九ページ。
- (9)(10) 前掲「明治九年 貢米荷為替書類」（三井文庫所蔵史料 本一一九二）。
- (11) 前掲「明治年間米価調節沿革史」六三二ページ。
- (12) 同右 六三四ページ。
- (13) この米価調節のための海外輸出米の買収が出納寮（明治一〇年一月より出納局）によって行なわれたものであることに注目したい。すなわちこの米穀の買収資金は、出納寮出張所（大阪・仙台・長崎）と東京の本寮とを結ぶ国庫金の流れの中で運用されたことが考えられる。三井が明治九年度貢米の買収にあたって仙台・石巻と長崎・熊本を拠点として選んだことも、これと大きな関係があったように思われる。すなわち麻田佐右衛門が担当した九州地方の場合、熊本・若津地方での買収資金が長崎出納寮から三井銀行長崎支店を通じて三井物産長崎支店に貸付けられ、さらに東京においては回収された販売代金をもって三井物産から三井銀行へ返済され、これが東京本寮へ上納されるというルートが考えられる。しかしこれを確実に裏付ける資料に乏しい。後考を待ちたい。